

令和6年度

# 市民が主役の 地域づくり



表紙写真：日本農業遺産「氷見の持続可能な定置網漁業」

フォトコンテスト 2023

グランプリ「朝日と共に」

## はじめに

「私たちの住む地域をよりよくしたい。」その思いこそが地域づくりです。

地域のことは、地域に住む皆様が一番良く知っています。地域の課題を解決し、より魅力あるまちづくりを進めていくためには、行政だけでなく、そこに住む人たち一人ひとりの力を生かし、市民と行政が協力して取り組む「協働のまちづくり」を進めていくことが大切です。

本市でも、自治会や町内会、各種団体を中心に知恵や時間、労力等を出し合い、お互いに協力しながら地域課題の解決に向けた取り組みを積極的に行っています。

このため、本市では、地域における協働の推進体制を構築するとともに、市民の皆様と行政との信頼関係を深めることによって「協働のまちづくり」を進めているところです。

この冊子は、自治会や町内会などのコミュニティ組織を対象とした、地域づくりのための支援事業を紹介していますので、地域活動の参考としてご活用いただければ幸いです。

新しい時代の幕開けとともに、市民の皆様との「協働のまちづくり」をより実効性のあるものにしていくため、支援事業の改善に向けた、市民の皆様からのご提案やご意見をお願いいたします。

なお、この冊子では支援事業の概要のみ紹介していますので、具体的な基準・条件など詳しい内容につきましては、それぞれの問い合わせ先にご照会くださいますようお願いいたします。

令和6年6月

# 目 次

ページ番号

1	おらっっちゃ創生支援事業	1
2	持続可能な地域づくり支援事業	4
3	地域づくりアドバイザー招聘支援事業	5
4	コミュニティ助成事業	6
5	氷見市地域ぐるみ除排雪促進事業	8
6	地域生活基盤整備支援事業	9
7	地域ぐるみ環境保全事業	11
8	市民会議室（仮称）設置機器	12
9	NPO法人設立補助金	14
10	新しい地域環境保全支援モデル事業	16
11	市内で空き家を所有されている方へ	17
12	住まい・移住に関する補助制度のご案内	19
13	氷見市定住マイホーム取得支援補助金	21
14	氷見市まちなか地区居住支援補助金	23
15	氷見市住宅リフォーム支援補助金	24
16	氷見市空き家優良物件化支援補助金	25
17	氷見市空き家片付け支援補助金	26
18	氷見市定住促進賃貸住宅家賃補助金	27
19	氷見市移住世帯生活応援金	28
20	氷見市移住支援金	29
21	危険老朽空き家対策事業	30
22	危険老朽空き家等解体支援補助金	31
23	氷見市まちづくり出前講座	32
24	きときと100歳体操事業	34
25	氷見市再生可能エネルギー導入促進補助金	35
26	氷見市住宅用エネルギーリソース導入促進事業費補助金	37
27	資源集団回収報奨金	39
28	生ごみ処理機等購入助成金	40
29	ごみ集積場整備事業補助金	41
30	氷見市高齢者運転免許自主返納支援事業	42
31	氷見市防犯カメラ設置補助金事業	43
32	氷見市創業支援事業補助金	44
33	氷見市まちなか空き店舗等出店支援事業補助金	46
34	氷見市継業支援事業補助金	48
35	氷見市新商品開発・販路開拓支援事業補助金	50
36	氷見市輸出拡大活動支援事業費補助金	52

37	氷見産木材活用促進事業補助金	54
38	木質バイオマス活用促進事業費補助金	55
39	氷見市沿道林整備事業補助金	56
40	氷見市有害鳥獣被害防止対策補助金	57
41	水路整備地域支援事業	58
42	土地改良支援事業	59
43	道路整備地域支援事業	60
44	道路の原材料支給事業	61
45	地域ぐるみ環境保全活動促進事業	62
46	木造住宅耐震改修等支援事業補助金	63
47	地域の花づくり推進事業	64
48	浄化槽設置整備推進事業	65
49	浄化槽整備推進モデル地区事業	67

# 1 おらっっちゃ創生支援事業

## ◆事業の内容

氷見市の地方創生の実現に向けて、豊かで住みよい個性あるまちづくりを推進するため、自治会や団体などが実施する「おらっっちゃ創生支援事業」の取り組みを募集します。

この事業は、市民一人ひとり、各地域、各種団体がそれぞれの立場で氷見市の地方創生に貢献する活動の経費を補助します。

- ※ 年2回（例年4月・8月）、申請を受け付けます。詳しくは、『広報ひみ』及び市ホームページなどでお知らせします。
- ※ 「価値提供型事業（チャレンジ枠）」と「小規模多機能のまちづくり事業」については通年募集しています。
- ※ 予算がなくなり次第、募集を終了します。

## ◆事業主体

自治会、各種団体等

## ◆選定委員会

選定委員会を年2回開催します。令和6年度の日程は以下のとおりです。

	申請書提出期限	提案発表会開催日程※
第1回	4月19日(金)	5月17日(金)
第2回	8月30日(金)	9月中旬を予定

※提案発表会の開催場所は、氷見市役所を予定しております。

## ◆申請先及び問い合わせ先

市庁舎 2階

企画政策部 地域振興課

地域協働担当

TEL 74-8013

Eメールアドレス: [chiikishinkou@city.himi.lg.jp](mailto:chiikishinkou@city.himi.lg.jp)

◆補助対象事業

区分	補助対象経費	補助率	補助基準	補助限度額
<p>&lt;目標Ⅰ いのちと暮らしを守る&gt; &lt;目標Ⅱ 働く場所の創出で元気な氷見市へ&gt; 価値提供型事業</p>	<p>社会に対して新しい価値を提供する事業の実施に要する経費</p>	<p>10分の10（1年目） 3分の2（2年目） 2分の1（3年目）</p>	<p>事業費 10万円以上</p>	<p>30万円</p>
<p>&lt;目標Ⅰ いのちと暮らしを守る&gt; &lt;目標Ⅱ 働く場所の創出で元気な氷見市へ&gt; 価値提供型事業 (チャレンジ枠)</p>	<p>上記事業のうち、小規模で試験的に実施する事業に要する経費</p>	<p>10分の10</p>	<p>事業費 1万円以上</p>	<p>5万円</p>
<p>&lt;目標Ⅰ いのちと暮らしを守る&gt; &lt;目標Ⅲ ストップ・ザ・少子化&gt; 課題解決型事業</p>	<p>社会に存在する地域課題を解決する事業の実施に要する経費</p>	<p>10分の10</p>	<p>事業費 1万円以上</p>	<p>15万円</p>
<p>&lt;目標Ⅰ いのちと暮らしを守る&gt; 地域魅力アップ事業</p>	<p>地域資源を活用した地域の活性化につながるソフト及びハード事業の実施に要する経費</p>	<p>2分の1</p>	<p>事業費 50万円以上</p>	<p>100万円</p>
<p>&lt;目標Ⅰ いのちと暮らしを守る&gt; 小規模多機能のまちづくり事業</p>	<p>地域づくり協議会が地域づくり計画に基づき、小規模多機能のまちづくりのための施設整備及び事業の実施に要する経費  (ただし、事業の立ち上げや拡大、質の向上に資するものに限る。)</p>	<p>10分の10</p>	<p>事業費 10万円以上</p>	<p>100万円</p>

## おらっっちゃ創生支援事業 補助実績一覧表

(単位：千円)

年度	種別	団体名	補助額	総事業費	事業内容
3	価値提供型	氷見ベジ	137	211	氷見ベジのフェアトレード
3	価値提供型	沖布自治会	300	322	光と風のアート～コミュニティ運営がUターン率の鍵～
3	小規模多機能のまちづくり	久目地区地域づくり協議会	1,000	1,003	小規模多機能のまちづくり事業
3	価値提供型	HIMIまちサング	300	641	氷見まちなか音楽祭
3	価値提供型	特定非営利活動法人ベイツーリズムひみ	297	297	氷見市を自転車の街としてブランド化する事業
3	小規模多機能のまちづくり	宮田校区地域づくり協議会	685	685	地域全体で支え合う除雪
3	小規模多機能のまちづくり	東地区まちづくり協議会	888	888	みんなが安全・安心・笑顔で交流できる楽しい地域づくりが
3	価値提供型	劇団血バンダ	225	275	日常劇場氷見
3	価値提供型	熊無自治会	300	478	熊無地区指定文化財の整備保護による交流人口・関係人口の拡大、移住受け入れの促進
3	地域魅力アップ事業	粟原自治会	547	1,094	高志の国文学館館長「中西 進」氏の石碑（歌碑）建立事業
3	小規模多機能のまちづくり	明和地域づくり協議会	1,000	1,045	明和地区の地域づくりの拠点として、明和地区の全住民が安全に安心して使える旧明和小学校の整備事業
3	小規模多機能のまちづくり	仏生寺地域づくり協議会	1,000	1,004	仏生寺地区防災推進事業
3	価値提供型	十二町地区持続可能な地域づくり推進協議会設立準備会	243	243	十二町地区の魅力再発見および発信
3	価値提供型	氷見商工会議所女性会	300	638	キボウノヒカリ
令和3年度(14件)合計			7,222	8,824	
4	価値提供型	氷見ベジ	81	163	氷見ベジのフェアトレード
4	価値提供型	劇団血バンダ	300	730	日常劇場氷見
4	価値提供型	沖布自治会	154	232	光と風のアート～コミュニティ運営がUターン率の鍵～
4	価値提供型	とやま食育ラボ	300	348	100年先の未来へ繋ぐバトン事業
4	地域魅力アップ事業	余川ぶどう生産組合	1,000	2,530	ワインぶどう生産にあたり圃場整備事業
4	小規模多機能のまちづくり	稲積まちづくり協議会	908	981	伝統産業を通じた多世代交流事業
4	小規模多機能のまちづくり	余川地域づくり協議会	660	661	要支援高齢者の避難支援事業 持続可能な耕作放棄地対策事業
4	小規模多機能のまちづくり	久目地区地域づくり協議会	913	914	交流活動環境改善事業
4	価値提供型	HIMIまちサング	300	740	氷見まちなか音楽祭
4	地域魅力アップ事業	八代自治振興委員会	1,000	2,280	八代村史制作事業
4	小規模多機能のまちづくり	宮田校区地域づくり協議会	811	812	総合的社会福祉活動の活性化事業
4	小規模多機能のまちづくり	柳田地域づくり協議会	1,000	1,029	犯罪のない安心して暮らせる地域づくりの推進
4	小規模多機能のまちづくり	明和地域づくり協議会	1,000	1,130	交流・関係人口の拡大促進事業
令和4年度(13件)合計			8,427	12,550	
5	価値提供型	上庄自治振興会	300	500	上庄あったか安心イルミネーション事業
5	価値提供型	劇団血バンダ	300	720	氷見の演劇を作る
5	地域魅力アップ	小杉自治振興会	350	700	地区伝統芸能アーカイブ作成事業
5	価値提供型	元気ネット氷見	285	285	Webライター養成事業
5	小規模多機能	稲積まちづくり協議会	1,000	2,369	草刈り事業の効率化事業
5	小規模多機能	余川地域づくり協議会	704	723	余川地域づくり協議会事業
5	小規模多機能	宮田校区地域づくり協議会	789	789	宮田校区防災整備事業
5	小規模多機能	久目地区地域づくり協議会	1,000	1,078	交流人口・関係人口拡大事業
5	小規模多機能	明和地域づくり協議会	1,000	1,020	明和地域づくり拠点環境整備事業
5	小規模多機能	仏生寺地域づくり協議会	1,000	1,007	避難所防災備品整備事業
5	価値提供	さんさんPARK実行委員会	300	351	さんさんPARK
5	価値提供	NOHARA	300	411	朝日丘子どもアート体験ワークショップ『スタジオ☆ムジカ！in氷見』
5	小規模多機能	柳田地域づくり協議会	1,000	1,101	伝統文化（獅子舞、伝統料理、挨拶運動）の継承・保存と居場所づくりの推進並びに地域力の強化事業
令和5年度(13件)合計			8,328	11,054	

## 2 持続可能な地域づくり支援事業

### ◆事業の内容

住民の自主性・主体性に基づいた、自治会や各種団体による地域づくり協議会の設立や、地域づくり計画に基づく地域課題の解決に向けた活動等を支援します。

### ◆事業主体

地域づくり協議会設立準備会、地域づくり協議会

### ◆助成対象

#### (1) 地域づくり協議会設立支援

地域づくり協議会設立準備会を立ち上げた地区に対し、協議会の設立に向けた会議や研修等に要する経費を助成します。ただし、1回限り10万円を限度とします。

#### (2) 地域づくり計画策定支援

地域づくり協議会に対し、地域づくり計画策定のための調査や研修、地域住民への情報提供等に要する経費を助成します。ただし、地域づくり協議会として認定された年度、又はその翌年度1回限りとし、40万円を限度とします。

#### (3) 地域づくり協議会運営支援

地域づくり計画を策定した地域づくり協議会が、持続可能な地域づくりに向け、地域づくり計画に基づく活動を着実に実施できるよう、地域づくり協議会の運営に必要な経費や人件費等を助成します。

【独立公民館がある地区】 限度額50万円（運営費）

【独立公民館がない地区】 限度額185万6千円（運営費＋人件費）

### ◆申請先及び問い合わせ先

市庁舎 2階

企画政策部 地域振興課

地域協働担当

TEL 74-8013

Eメールアドレス: [chiikishinkou@city.himi.lg.jp](mailto:chiikishinkou@city.himi.lg.jp)

### 3 地域づくりアドバイザー招聘支援事業

#### ◆事業の内容

地域の課題解決に向けた、地域づくりの取り組みや実践的活動を支援するため、地域の希望に応じてアドバイザー（専門家）を招聘する経費を補助します。

#### ◆対象団体

- (1) 地域づくり協議会
- (2) 地域づくり協議会設立準備会
- (3) その他、校区（旧町村）単位の自治会の集合組織

#### ◆対象事業

アドバイザーは次に掲げる事項について、助言若しくは指導を行い、又は相談に応じるものとする。

- (1) 地域づくりや地域の課題解決に向けた取り組みに関すること。
- (2) 地域づくり協議会の設立及び運営に関すること。

#### ◆補助金額

アドバイザーの派遣は、予算の範囲内で、原則として一地域につき年間3回（原則として1回につき1人）まで、招聘に要する経費（謝金及び旅費）の10分の10以内の額とし、1回あたり10万円、年間30万円を上限とする。

#### ◆申請先及び問い合わせ先

市庁舎 2階  
企画政策部 地域振興課  
地域協働担当  
TEL 74-8013  
Eメールアドレス : chiikishinkou@city.himi.lg.jp

## 4 コミュニティ助成事業

### ◆事業の内容

宝くじの普及広報事業費として宝くじ事業収入を財源とし、(一財)自治総合センターが実施するコミュニティ活動に対する助成制度です。

### ◆事業主体

地区住民のコミュニティ組織

### ◆助成対象

- (1) 一般コミュニティ助成事業  
住民が自主的に行うコミュニティ活動の促進を図るため、コミュニティ活動に必要な備品又は設備の整備に要する経費に対して助成します。
- (2) コミュニティセンター助成事業  
コミュニティ活動の推進のために必要な施設で、住民の需要の実態に応じた機能を有するコミュニティセンターの整備に要する経費に対して助成します。
- (3) 青少年健全育成助成事業  
青少年健全育成のための、主として親子で参加するソフト事業に要する経費に対して助成します。
  - ① スポーツ・レクリエーション活動に関する事業
  - ② 文化・学習活動に関する事業

### ◆助成金額

- (1) 一般コミュニティ助成事業  
100万円以上の事業で250万円を限度とします。
- (2) コミュニティセンター助成事業  
総事業費の3/5を限度とします。  
ただし、1,500万円を限度とします。
- (3) 青少年健全育成助成事業  
30万円以上の事業で100万円を限度とします。

### ◆申請の手続き

毎年9月下旬頃、市を通じて翌年度の事業に対する助成の申請をします。  
※毎年、助成事業の種類や助成金額等が変わる可能性があります。

◆申請先及び問い合わせ先

市庁舎 2階

企画政策部 地域振興課

地域協働担当

TEL 74-8013

Eメールアドレス: chiikishinkou@city.himi.lg.jp

※ この助成事業は、市、県を通じて（一財）自治総合センターへ申請するものであり、不採択となる場合もあります。

《一般コミュニティ助成事業 助成実績一覧表》

年度	種別	団体名	事業内容
29	一般	柳田区	獅子舞道具新調
29	一般	指崎自治会	神輿整備
30	一般	余川明るい村作り推進協議会	カローリング用具整備
30	一般	万尾自治会	獅子舞道具新調
31	一般	南上町内会	曳山車輪修繕
31	一般	地蔵町町内会	曳山車輪修繕
2	一般	熊無自治会	太鼓台整備・獅子舞用具修繕
2	一般	下伊勢町内会	太鼓台整備
2	一般	宇波地区自治振興会	カローリング用具整備
3	一般	七分一自治会	太鼓台修繕・獅子舞用具新調
3	一般	中伊勢町内会	除雪機整備
3	一般	久目公民館	カローリング用具整備
4	一般	島尾自治会	エアコンの整備
4	一般	上久津呂自治会	除雪機及び草刈機の整備
4	一般	小竹自治会	チェーンソーの整備
4	一般	大窪自治会	除雪機他コミュニティ活動備品の整備
4	一般	久目池田自治会	除雪機他コミュニティ活動備品の整備
5	一般	懸札自治会	エアコン及びコミュニティ活動備品の整備
5	一般	中村地区自治会	除雪機及び草刈機の整備
5	一般	西朴木地区自治会	除雪機及び草刈機の整備
5	一般	阿尾自治振興委員会	獅子舞用具の整備
5	一般	堀田自治協議会	除雪機、草刈機及びコミュニティ活動備品の整備
5	一般	上田子自治会	草刈機の整備

## 5 氷見市地域ぐるみ除排雪促進事業

### ◆事業の内容

地域の公共用道路などの除排雪作業及び自力で除排雪が困難な高齢者世帯の除排雪支援を行う自治会等に対し、予算の範囲内において市が除雪機械を購入し、その貸し付けを行う事業です。

### ◆貸付の対象となる地区

辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和37年4月25日法律第88号）第2条第1項において定義する「辺地に該当する地域」（以下「辺地地域」）で、市内では31地区が対象となります。

※ 対象地域について、詳しくはお問い合わせください。

※ 辺地地域に該当しない地区については、氷見市コミュニティ助成事業（一般コミュニティ助成事業）等をご活用ください。

### ◆貸付期間・貸付料

除雪機の貸付期間は10年間です。

貸付料は無料ですが、燃料代や修繕料などの維持管理に係る費用は、借受団体（地区）においてご負担いただきます。

### ◆申請先及び問い合わせ先

市庁舎 2階

企画政策部 地域振興課

地域協働担当

TEL 74-8013

Eメールアドレス : [chiikishinkou@city.himi.lg.jp](mailto:chiikishinkou@city.himi.lg.jp)



## 6 地域生活基盤整備支援事業

### ◆事業の内容

住みよい地域づくりをきめ細やかに推進するため、自治会等が自主的かつ計画的に取り組む、生活基盤等の整備に要する経費に対し補助します。

### ◆補助対象等

補助事業の区分や事業主体、補助対象経費等は下記の表のとおりです。

区分	事業主体	補助対象経費	補助率	補助基準	補助限度額	申請手続き
地域活力施設整備支援事業	自治会又は町内会	道路、河川、水路、公園、広場、交通安全施設、観光施設及び土地改良施設等の公共的な施設の整備（新設、改良、修繕及び鳥獣被害防止対策等）を実施するに当たり直接必要となる経費(※1)	2分の1		50万円	6月末締切(※2)
	複数の自治会、又は町内会が共同で事業を行う連合組織	同上	同上		100万円	同上
コミュニティセンター整備事業	自治会、地域づくり協議会等	コミュニティセンターの新築、増築又は改築に要する経費	5分の1(新築)	事業費750万円以上	150～300万円(※3)	随時受付
		コミュニティセンターの改修、修繕及びバリアフリー化に要する経費(※4)	2分の1(改修)	事業費50万円以上	150万円	
生活用水確保対策事業	同一の集落内において5世帯以上で生活用水を確保するための共同施設を設置する者	水道事業施設の整備が困難な未普及地域等において、安定した生活用水の確保を図るための施設等の整備に要する経費	3分の2	事業費50万円以上	1戸当たり30万円	随時受付
伝統芸能保存継承事業	自治会	郷土芸能団体の設立及び祭礼用具の整備に要する経費	2分の1	事業費50万円以上	150万円	随時受付

(※1)

- ・市若しくは自治会が管理する施設、又は管理主体から承諾が得られている施設の整備であること。
- ・自治会が策定する、地域内の社会資本整備計画（3年間以内）に位置付けられている整備であること。

(※2)

- ・申請の締め切りは6月末とします。その後、選定委員会を経て補助金の交付決定を行います。

(※3)

- ・延べ床面積に応じて上限額が異なります。

(※4)

- ・延べ床面積75㎡以上の建物が補助対象です。

◆申請先及び問い合わせ先

市庁舎 2階

企画政策部 地域振興課

地域協働担当

TEL 74-8013

Eメールアドレス: [chiikishinkou@city.himi.lg.jp](mailto:chiikishinkou@city.himi.lg.jp)

## 7 地域ぐるみ環境保全事業

### ◆事業の内容

住みよいまちづくりを推進するため、地域の道路、河川、水路、公園及び広場等の公共的な施設の草刈り等を行う自治会に対し、草刈機の借上に要する経費について、予算の範囲内において補助金を交付します。

ただし、市若しくは自治会が管理する施設、又は管理主体から承諾が得られている公共的な施設に限ります。

### ◆事業主体

自治会、町内会

### ◆補助金額

1自治会あたり年2回、2万円を限度とします。

### ◆申請先及び問い合わせ先

市庁舎 2階

企画政策部 地域振興課

地域協働担当

TEL 74-8013

Eメールアドレス: [chiikishinkou@city.himi.lg.jp](mailto:chiikishinkou@city.himi.lg.jp)

## 8 市民会議室（仮称）設置機器

### ◆事業の内容

市民会議室（仮称）（以下「会議室」という。）に設置している大判プリンター等の事務機器（P 13）が使用できます。自治会の資料作成等にご利用ください。

### ◆使用対象団体

自治会、地域づくり協議会及び各種団体

### ◆使用手順

- ①利用登録 登録申請書を提出していただきます。（初回のみ）  
↓  
市から利用登録完了通知が届きます。
- ②使用したい時に、事前に電話で使用日時、使用内容をご連絡ください。  
↓  
(電話：74-8013)
- ③会議室2階へお越しください。  
↓
- ④使用（職員から使用について説明があります。）  
↓
- ⑤使用が終わりましたら、担当へご連絡ください。  
↓
- ⑥利用料金をお支払いください

### ◆使用制限

以下に該当する場合は、会議室の利用を制限することがあります。

- ・ 機器を毀損する恐れがあるとき
- ・ 公の秩序、又は善良の風俗を害する恐れがあるとき
- ・ 個人目的、政治活動目的、宗教活動目的、その他機器の使用目的が適当でないと認められたとき

### ◆事故責任

機器使用中における事故により使用者が被害を受けても市は一切の責任を負わないものとします。

◆設置機器及び使用料金

	名 称	用途、利用方法等	使用料金
1	大判プリンター	ポスター等（A 1 サイズ）の作成ができます。 用紙は備え付けのロール紙を使用。	白黒 A 1 80 円/1 枚 A 2 40 円/1 枚 カラー A 1 200 円/1 枚 A 2 100 円/1 枚 ※長尺物 白黒 100 円/1m カラー250 円/1m (端数切捨て)
2	カラー複合機	白黒、カラーでのコピーをすることができます。用紙は持参してください。	白黒 10 円/1 枚 カラー 50 円/1 枚
3	自動紙折り機	二つ折り、四つ折り、片袖折、内三つ折り、外三つ折り、観音折り、特定のクロス折、その他変形折りなどができます。 ※紙質、用紙サイズによって折り形に制限があります。	無料
4	丁合機	印刷やコピーした書類を自動的にページ順に組み合わせることができます。 丁合段数は10段です。	無料
5	電動ホッチキス	2～70枚までの書類を差し込むだけでホッチキスどめができます。	無料
6	手動裁断機	A3サイズまでの用紙で一度に40枚まで裁断できます。	無料
7	電子製本機	あらかじめホッチキスで綴じた書類に、自動で製本テープを貼り付けます。	無料
8	作業机	自動紙折り機、電動ホッチキス、手動裁断機が机上にあります。	無料
9	ノートパソコン	大判プリンターの使用に限り利用できます。	無料
10	印刷機	A3サイズまでの大量印刷（11枚以上）に利用できます。用紙は持参してください。	製版1枚につき、100円

※ 自治会、認可地縁団体、地域づくり協議会、地域づくり協議会設立準備会は、使用料金が半額免除となります。

◆問い合わせ先

市庁舎 2階  
企画政策部 地域振興課  
地域協働担当  
TEL 74-8013  
Eメールアドレス: chiikishinkou@city.himi.lg.jp

## 9 NPO法人設立補助金

### ◆事業の内容

特定非営利活動法人（NPO法人）格を取得した団体に対して、法人設立費用を助成します。

### ◆助成対象団体

氷見市に主たる事務所を置き、かつ、役員の2分の1以上の方が氷見市内に住所を有するNPO法人

### ◆助成対象経費

NPO法人の設立に要する経費のうち、次に掲げる経費です。

- (1) NPO法人を設立するための手続きに要する経費
- (2) 広報に要する経費
- (3) 学習、調査及び研究に要する経費
- (4) 関係機関との協議及び交渉に要する経費
- (5) NPO法人を設立するための会議に要する経費
- (6) 主たる事務所の設置に係る環境整備に要する経費
- (7) 前各号に掲げるもののほか、NPO法人の設立のために市長が必要と認める経費

### ◆助成対象外経費

- (1) 運営に係る経常的経費
- (2) 役員の報酬及び構成員に係る人件費
- (3) 食糧費及び交際費に類する経費
- (4) 用地及び建築物の取得費並びに車両購入費

### ◆助成金額

助成対象経費の2分の1に相当する額を助成します。ただし、20万円を限度とします。

### ◆申請先及び問い合わせ先

市庁舎 2階

企画政策部 地域振興課

地域協働担当

TEL 74-8013

Eメールアドレス: [chiikishinkou@city.himi.lg.jp](mailto:chiikishinkou@city.himi.lg.jp)

※NPO法人の設立に関するご相談は、  
 氷見市ボランティア総合センター（氷見市いきいき元気館1階）  
 氷見市中央町12番21号 TEL74-1800  
 Eメールアドレス info@himi-syakyo.jp  
 でも受け付けております。

【NPO法人設立の過去12年間の交付実績について】

NPO法人一覧

年度	団体数	団体名		累計
平成24年度	2	とやま地域福祉ネットワーク	ピースマイルきらく	6
平成25年度	0			6
平成26年度	1	ひみ森の番屋		7
平成27年度	2	速川活性化協議会	ひみきときとラボ	9
平成28年度	1	久目地域協議会		10
平成29年度	0			10
平成30年度	1	氷見なごみの会		11
令和元年度	0			11
令和2年度	0			11
令和3年度	1	ベイツリズムひみ		12
令和4年度	0			12
令和5年度	0			12

※補助事業の始期 平成14年度

※補助金額の上限 20万円（1/2補助）

## 10 新しい地域環境保全支援モデル事業

### ◆事業の内容

自治会などが実施する草刈作業の負担を軽減し、きめ細やかで持続可能な地域づくりを促進するため、市が所有するラジコン式草刈機の貸出しを行う事業です。

### ◆対象団体

自治会、地域づくり協議会、地域の活性化や環境保全を目的とした各種団体等

### ◆貸出期間・貸付料

申請受付…借受けを希望する日の2か月から3日前までに申請書を提出。

貸出期間…貸出し日を含めて7日間以内。

貸出料等…貸出しに関する費用は無料ですが、燃料代は借受け団体でご負担いただきます。

### ◆申請先及び問い合わせ先

市庁舎 2階

企画政策部 地域振興課

地域協働担当

TEL 74-8013

Eメールアドレス: [chiikishinkou@city.himi.lg.jp](mailto:chiikishinkou@city.himi.lg.jp)



## 1 1 市内で空き家を所有されている方へ

### (1) 氷見市空き家情報バンクのお知らせ 空き家の売却や賃貸借をご希望の方

# 空き家をご紹介ください！

氷見市では、人口減少対策として市外からの移住の促進に努めており、「氷見市 IJU 応援センター」と協働で移住支援をしております。

氷見市への移住を検討されている方は、一軒家に住みたいという希望をもっておられる方も多く、「海が見えるところで生活したい!」、「農作業（家庭菜園）をしながら、スローライフを楽しみたい!」といった相談がたくさん寄せられております。

しかしながら、現在、空き家情報バンクの登録物件が少なくなってきており、空き家を登録していただける方の情報を求めています。

皆様の地区で、空き家を売りたい・貸したいという方がおられましたら、ぜひ移住定住推進課又は IJU 応援センターまでお知らせください。

### 空き家バンク登録奨励金

空き家所有者が空き家情報バンクに賃貸物件として登録した時、登録後に移住者との賃貸借契約が成立した時、奨励金を交付します。

空き家情報バンク登録時 . . . 2 万円

市外からの転入者との成約時 . . . 3 万円

※登録時、成約時のそれぞれ 1 回限り。

#### (交付要件)

##### 登録奨励金

1. 交付対象者において、空き家を賃貸物件として空き家情報バンクに登録し、2 年以上継続する意思があること（成約時を除く）。
2. 不良住宅でない空き家であること。

##### 成約奨励金

1. 賃借者が、交付対象者又は転貸者の 3 親等以内の親族でないこと。
2. 賃借者が、氷見市に転入済みであること。

荷物があって貸せない、修理しないと貸せない場合には、その撤去・リフォーム費用の一部を補助する氷見市空き家優良物件化支援制度」や「空き家片付け支援補助金」「もございますので、ぜひご利用ください。（詳しくは、25 ページ【16 氷見市空き家優良物件化支援補助金】、26 ページ【17 氷見市空き家片付け支援補助金】をご覧ください。）

## 仲介手数料0円空き家バンク

氷見市では、令和6年能登半島地震により被災し住家が確保できていない人や移住者を対象に、令和6年3月から「仲介手数料0円空き家バンク（空き家とその敷地を合わせて売買価格250万円以下の物件）」を開設しています。

通常、成約に至れば売却者と購入者の双方が、仲介した宅地建物取引業者に対し、仲介手数料を支払う必要がありますが、ここに掲載している物件については、仲介手数料が無料になります。

### (2) 危険老朽空き家の解体・取り壊しをお考えの方へ

#### ①危険老朽空き家対策事業

市街地の用途地域内にある危険老朽空き家のうち、土地を含めて市に寄付のあった住宅を、市が事業主体となって解体撤去を行う事業です。

(地元負担等はありません。)

⇒30ページ【21 危険老朽空き家対策事業】をご覧ください。

#### ②危険老朽空き家等解体支援補助金

市内の危険老朽空き家等のうち、所有者に取り壊しの意思があるものの経済的理由等から取り壊すことができない空き家の解体撤去に対し、所有者へその除却費用を助成するものです。

⇒31ページ【22 危険老朽空き家等解体支援補助金】をご覧ください。

### (3) 地域と連携した空き家の発掘について

現在、氷見市では地域の皆様と協働で、氷見市に移住を希望する方や被災された方に提供するための空き家の発掘を行っています。空き家の発掘・活用を希望される地域の方は、移住定住推進課または氷見市IJU応援センターにお問い合わせください。

#### ◆問い合わせ先

市庁舎 2階

企画政策部 移住定住推進課

TEL 74-8190

Eメールアドレス: ijuteiju@city.himi.lg.jp

氷見市中央町9番1号 氷見市まちづくりバンク内

氷見市IJU応援センター

TEL 54-0445

Eメールアドレス: info@himi-iju.net

## 1 2 住まい・移住に関する補助制度のご案内

### 1. 住宅等を新築・取得される方へ

#### 1) 氷見市定住マイホーム取得支援補助金（市内在住・移住者の方向け）

住宅を新築又は購入された方で、一定の要件を満たす方に対し、条件に応じて補助金を交付します。

⇒21ページ【13 氷見市定住マイホーム取得支援補助金】をご覧ください。

#### 2) 氷見市まちなか地区居住支援補助金

市が指定する「まちなか地区（住居表示が実施されている市内区域のうち、都市計画用途地域が定められている区域）」において、居住している建物の敷地（建物の居住者が所有している敷地に限る。）に隣接する土地を購入された方及びその土地を売却された方に対し、補助金を交付します。

⇒23ページ【14 氷見市まちなか地区居住支援補助金】をご覧ください。

### 2. 住宅をリフォームする方へ

#### 1) 氷見市住宅リフォーム支援補助金（市内在住・移住者の方向け）

①市外から転入した方または被災された方で、自ら居住する目的で空き家を取得し、リフォーム工事をした方

②市内に在住の方で、三世帯同居をするために所有する住宅のリフォーム工事をした方

いずれかに該当される方に、補助金を交付します。

⇒24ページ【15 氷見市住宅リフォーム支援補助金】をご覧ください。

#### 2) 氷見市空き家優良物件化支援補助金

市内で空き家を所有している方、または空き家の所有者から空き家を借り受け、第三者に賃貸しようとする方が、空き家を「優良物件化」するためにリフォームや家財の整理・撤去などを行うための費用の一部を助成します。

⇒25ページ【16 氷見市空き家優良物件化支援補助金】をご覧ください。

※所有する空き家が危険老朽空き家等で、解体等をお考えの方は、30ページ

【21 危険老朽空き家対策事業】又は31ページ【22 危険老朽空き家等解体支援補助金】をご覧ください。

### 3. 市外から氷見市へ移住された方、移住・Uターンをお考えの方へ

#### 1) 氷見市定住促進賃貸住宅家賃補助金（移住者の方向け）

市外から転入し、民間賃貸住宅を借りて家賃を支払う方で、「子育て世帯」などの一定の条件を満たす方に対して、家賃に係る補助金を2年間交付します。

⇒27ページ【18 氷見市定住促進賃貸住宅家賃補助金】をご覧ください。

#### 2) 氷見市移住世帯生活応援金（移住者の方向け）

市外から転入し、「子育て世帯」などの一定の条件を満たす方に対して、生活応援金（ひみPay）を支給します。

⇒28ページ【19 氷見市移住世帯生活応援金】をご覧ください。

#### 3) 氷見市移住支援金（移住者の方向け）

東京23区に在住または東京23区へ通勤していた方（直近10年間のうち通算5年以上）で、氷見市へ転入し、対象法人に就業した方、または移住前の業務を引き続きテレワークにて行う方、氷見市の関係人口の要件に該当する方等に、移住支援金を支給します。

⇒29ページ【20 氷見市移住支援金】をご覧ください。

※各補助金には、要件等が定められていますので、詳しくはお問い合わせください。

#### ◆問い合わせ先

市庁舎 2階

企画政策部 移住定住推進課

TEL 74-8190

Eメールアドレス : ijuteiju@city.himi.lg.jp

## 13 氷見市定住マイホーム取得支援補助金

### ◆事業内容

住宅の新築、または購入された方に、「子育て世帯」「新婚世帯」などの条件に応じ、補助金を交付します。

### ◆補助対象

市外から転入した方又は市内に住む一定の要件を満たす方で、市内において住宅を新築又は取得された方を対象とします。

### ◆申請期間

住宅を取得後1年以内

### ◆補助金額

補助金の額は、次の表のとおりです。

要件	転入者	市内在住者
① 「子育て世帯」又は「新婚世帯」の方	100万円	20万円
② 「医療介護保育人材」である方		—
③ 上記の①②以外の方	50万円	—
・居住誘導区域内で住宅を取得した方	10万円	10万円
・取得した住宅で三世代同居をする方（取得した住宅で三世代近居をする者）	30万円 (10万円)	30万円 (10万円)
交付限度額 新築住宅の場合は取得費用の1/10以内、 中古住宅の場合は取得費用（土地を含む）1/2以内	140万円	60万円

### ◆用語の説明

転入者	市内に転入してから2年を経過していない人で、転入した日の直前1年間に市内に居住していなかった人
子育て世帯	高校生相当年齢（18歳に達した日以後の最初の3月31日まで）未満の子どもと同居している世帯
新婚世帯	婚姻した日から1年以内の夫婦がいる世帯
医療介護保育人材	転入者であって、転入後に看護師、介護職又は保育士として市内の事業所に従事する方、及び従事することが決まっている方
居住誘導区域	市街地の中で、市が指定する地域
三世代同居	三世代以上の直系親族が、同一住居又は同一若しくは隣接している敷地内で三世代が同居している状態
三世代近居	同一の旧小学校区内又は直線距離2km以内で三世代が居住している状態

◆申請先及び問い合わせ先

市庁舎 2階

企画政策部 移住定住推進課

TEL 74-8190

Eメールアドレス: [ijuteiju@city.himi.lg.jp](mailto:ijuteiju@city.himi.lg.jp)

## 1 4 氷見市まちなか地区居住支援補助金

### ◆事業の内容

市が指定する「まちなか地区」において、居住している建物の敷地に隣接する土地を購入された方、及びその土地を売却された方に補助金を交付します。

### ◆補助対象

まちなか地区（住居表示が実施されている市内の区域のうち都市計画用途地域が定められている区域）において、居住している敷地（当該建物に居住している者が所有している敷地に限る。）に隣接する土地を購入された方及びその土地を売却された方を対象とします。

### ◆申請期間

対象となる土地の所有権移転後2年以内

### ◆補助金額

当該対象用地の売買契約書に記載された売買価格の2分の1とし、20万円（売却者にあっては、10万円）を限度に補助します。1,000円未満の端数は切り捨てとなります。

※市内に住む次の一定の要件を満たす方で、住宅を新築又は購入された方は、「氷見市定住マイホーム取得支援補助金」の対象となる場合があります。詳しくは、該当ページをご覧ください。

### <要 件>

「子育て世帯・新婚世帯の方」、または、「居住誘導区域内で住宅を取得した方」、もしくは、「取得した住宅で、三世帯同居（又は三世帯近居）をする方」  
⇒21 ページ【13 氷見市定住マイホーム取得支援補助金】をご覧ください。

### ◆申請先及び問い合わせ先

市庁舎 2階  
企画政策部 移住定住推進課  
TEL 74-8190  
Eメールアドレス: ijuteiju@city.himi.lg.jp

## 15 氷見市住宅リフォーム支援補助金

### ◆事業の内容

市外から転入した方又は令和6年能登半島地震の被害を受けた方が自ら居住する目的で空き家を取得しその住宅のリフォーム工事をした方、三世帯同居をするために所有する住宅のリフォーム工事をした方、又は子育て世帯、新婚世帯、30歳未満世帯の方でお住いの住宅のリフォーム工事をした方に対し、補助金を交付します。

### ◆補助対象

次のいずれかに該当する方

- ① 転入した方又は令和6年能登半島地震により災害証明書の損害程度が半壊以上又は市から応急住宅の提供を受けた方で、自らが居住する目的で空き家を取得し、その住宅のリフォーム工事をした方
- ② リフォーム工事をした住宅で三世帯同居をしている方（リフォーム工事より前から三世帯同居をしていた場合は、リフォーム工事が完了した日の前後1年以内に世帯員が増える場合に限る）
- ③ 子育て世帯、新婚世帯、30歳未満世帯の方でお住いの住宅のリフォーム工事をした方

### ◆申請期間

- ① 当該住宅を取得後2年以内
- ② ③リフォーム工事完了後1年以内

### ◆補助金額

住宅のリフォームに要した費用の2分の1以内とし、上記①の場合は100万円、上記②③の場合は50万円を限度とします。原則、市内に住所を有する法人又は個人事業主と契約を締結して施工した場合に限りますが、当面の間、市外に住所を有する法人又は個人事業主による施工も対象とします。

### ◆申請先及び問い合わせ先

市庁舎 2階  
企画政策部 移住定住推進課  
TEL 74-8190  
Eメールアドレス: ijuteiju@city.himi.lg.jp

## 16 氷見市空き家優良物件化支援補助金

### ◆事業の内容

空き家の有効活用及び流通の促進を図ることを目的に、空き家の「優良物件化」のため、リフォームや家財の整理・撤去などを行う方に、その費用の一部を補助します。

### ◆補助要件

- (1) 対象となる空き家(①と②いずれにも該当する場合)
  - ① 市内において、居住又は利用されておらず、賃貸用又は売却用として流通していない空き家であること。
  - ② 補助金の交付対象となる工事等に着手していない空き家であること。
- (2) 対象となる方(①または②に該当する場合)
  - ① 空き家の所有者
  - ② 空き家の所有者から借り受け、第三者に賃貸しようとする方
- (3) その他
  - ①対象となった空き家を氷見市空き家情報バンクに10年間登録していたとき、転入者もしくは能登半島地震の被災者に賃貸すること。
  - ②市の広報活動において、事例紹介することに協力すること。

### ◆補助金額

補助対象となる工事等費用の2分の1以内(1,000円以下の端数切り捨て)とし、300万円を限度とします。ただし、市内に住所を有する法人又は個人事業主と契約して施工した場合に限ります。

### ◆申請先及び問い合わせ先

市庁舎 2階  
企画政策部 移住定住推進課  
TEL 74-8190  
Eメールアドレス: ijuteiju@city.himi.lg.jp

## 17 氷見市空き家片付け支援補助金

### ◆事業の内容

空き家の有効活用及び流通の促進を図ることを目的に、空き家に残置されている家財道具等の撤去や空き家のクリーニングなどを行う方に、その費用の一部を補助します。

### ◆補助要件

(1) 対象となる空き家

市内において、居住又は利用されておらず、賃貸用又は売却用として流通していない空き家であること。

(2) 対象となる方(①または②に該当する場合)

① 空き家の所有者

② 空き家の所有者から借り受け、第三者に賃貸しようとする方

(3) その他

対象となった空き家を事業の完了までに氷見市空き家情報バンクまたは仲介手数料0円空き家バンクに3年間登録していただくこと

### ◆補助金額

補助対象となる空き家の家財道具等の処分や空き家のクリーニング等に要する費用の2分の1以内(1,000円以下の端数切り捨て)とし、30万円を限度とします。ただし、市内に住所を有する法人又は個人事業主と契約して実施した場合に限ります。

### ◆申請先及び問い合わせ先

市庁舎 2階

企画政策部 移住定住推進課

TEL 74-8190

Eメールアドレス: ijuteiju@city.himi.lg.jp

## 18 氷見市定住促進賃貸住宅家賃補助金

### ◆事業の内容

市外から転入され、民間賃貸住宅を借りて家賃を支払う方に、「子育て世帯」「新婚世帯」などの条件に応じ、補助金を2年間交付します。

### ◆補助対象

市外から転入された方で、空き家を含む賃貸住宅を借りて居住されている方を対象とします。

### ◆申請期間

令和6年4月1日～令和7年3月31日  
(毎年度、申請をする必要があります。)

### ◆補助金額

1ヶ月あたりの補助金の額は、1ヶ月あたりの家賃から住宅手当その他家賃に係る助成金等の額を減じて得た額と2万円のいずれか低い額とします。

要件	補助額(2年間)
市外から転入した方で、以下の要件のいずれかを満たす方を対象とします。 (1) 子育て世帯(高校生相当年齢(18歳に達した日以後の最初の3月31日まで)未満の子どもと同居している世帯)に属する方 (2) 新婚世帯(婚姻した日から1年を経過していない夫婦がいる世帯)に属する方 (3) 30歳未満である方 (4) 新たに看護師、介護職又は保育士として、市内の事業所に従事する方及び従事することが決まっている方	2万円/月

### ◆申請先及び問い合わせ先

市庁舎 2階  
企画政策部 移住定住推進課  
TEL 74-8190  
Eメールアドレス: ijuteiju@city.himi.lg.jp

## 19 氷見市移住世帯生活応援金

### ◆事業の内容

氷見市に転入し「子育て世帯」「新婚世帯」などの一定の要件を満たす世帯に生活応援金を支給します。

### ◆補助要件

市外から転入した方で、以下の要件のいずれかを満たす方を対象とします。

- (1) 子育て世帯（高校生相当年齢（18歳に達した日以後の最初の3月31日まで）未満の子どもと同居している世帯）に属する方
- (2) 新婚世帯（婚姻した日から1年を経過していない夫婦がいる世帯）に属する方
- (3) 30歳未満である方
- (4) 新たに看護師、介護職又は保育士として、市内の事業所に従事する方及び従事することが決まっている方

※ 上記要件に関わらず、氷見市の既存の世帯へ一部転入する場合や、生活保護を受給している場合等、一定の要件に該当する場合は対象外となります。

### ◆申請期間

氷見市に転入後6ヵ月以内

### ◆支給額

支給額は、一世帯あたり一律10万円で、ひみPayでの支給となります。

### ◆申請先及び問い合わせ先

市庁舎 2階

企画政策部 移住定住推進課

TEL 74-8190

Eメールアドレス: ijuteiju@city.himi.lg.jp

## 20 氷見市移住支援金

### ◆事業の内容

東京23区(在住者又は通勤者)から氷見市へ転入し、対象法人に就業した方、又は移住前の業務を引き続きテレワークにて行う方等に移住支援金を支給します。

### ◆補助要件

次の①から③すべてに該当する方が対象となります。

- ① 東京23区に在住または東京23区へ通勤していた方  
(直近10年間のうち通算5年以上)

【通勤者】東京圏(条件不利地域を除く)に在住し、かつ東京23区に通勤していた方

- ② 氷見市へ転入した方

- ③ 中小企業等に就業(マッチングサイト「とやまUターンガイド」に移住支援金の対象として掲載する法人に新規就業した方)又は移住前の業務を引き続きテレワークにて行う方、氷見市の関係人口の要件に該当する方、富山県が実施する「起業支援金」の交付決定を受けている方

※申請時において連続して3か月以上在職している必要があります。

### ◆申請期間

氷見市に転入後3ヵ月以上1年以内

### ◆支給額

単身で移住の場合 60万円

世帯で移住の場合 100万円

※18歳未満の子供一人につき100万円加算

### ◆申請先及び問い合わせ先

市庁舎 2階

企画政策部 移住定住推進課

TEL 74-8190

Eメールアドレス: ijuteiju@city.himi.lg.jp

## 2 1 危険老朽空き家対策事業

### ◆事業の内容

市街地の用途地域内にある老朽空き家のうち、土地を含めて市に寄付のあった住宅を市が事業主体となって解体撤去を行うものです（地元負担なし）。

この場合、解体撤去後の土地は、自治会で適正に管理していただく必要があります。

### ◆事業主体

市、建物及び土地の所有者、自治会等

### ◆対象となる物件

- (1) 公共施設や周囲に対して危険があると判断した木造住宅。
- (2) 市に寄付ができること。
- (3) 建物及び土地に、物権又は賃借権が設定されていないこと。
- (4) 建物及び土地の所有者に市税の滞納がないこと。
- (5) 解体撤去後の管理について、自治会の同意が得られるもの。

### ◆申請先及び問い合わせ先

市庁舎 2階

企画政策部 移住定住推進課

TEL 74-8190

メールアドレス : [ijuteiju@city.himi.lg.jp](mailto:ijuteiju@city.himi.lg.jp)

## 2 2 危険老朽空き家等解体支援補助金

### ◆事業の内容

市内の危険老朽空き家等のうち、取壊しの意思があるものの、経済的理由等から取り壊すことができない所有者が行う解体撤去に対し、対象除却費用を助成します。

### ◆事業主体

建物の所有者

### ◆補助対象

- (1) 公共施設や周囲に対して危険があると判断した住宅(危険老朽空き家)または、昭和56年5月31日以前に建築された住宅(老朽空き家)であること。
- (2) 建物に、物権又は賃借権が設定されていないこと。
- (3) 建物の所有者に市税の滞納がないこと。
- (4) 施工業者は氷見市内に住所を有する法人又は個人事業主に限ります。

### ◆補助金額

対象除却費用の2/3 (上限50万円)

【老朽空き家】 対象除却費用の2/3 (上限30万円)

### ◆申請先及び問い合わせ先

市庁舎 2階

企画政策部 移住定住推進課

TEL 74-8190

Eメールアドレス : ijuteiju@city.himi.lg.jp

## 23 氷見市まちづくり出前講座

### ◆出前講座とは

この講座は、市民が主役のまちづくりの一環として、市民の皆さんが市政についての理解を深めていただくために開催するものです。市職員が講師となり、皆さんのお近くまで出向いて、話をさせていただきます。メニューの中からご希望の講座をお選びください。

### ◆出前講座の申し込み方法

#### (1) 利用できる方

市内在住、在勤又は在学の10人以上で構成された団体、サークル、グループ等

#### (2) 開催時間・場所

平日、休日を問わず、午前9時から午後9時までのうち2時間以内で、開催場所は市内に限ります。ただし、日時、開催場所に制限がある場合があります。

#### (3) 会場

出前講座は、市民の皆さんが主催する催しに、メニューの講師を派遣する制度です。会場の手配や催しの周知等につきましては、主催者側でお願いします。

#### (4) 講師料

講師料は無料です。

#### (5) 利用方法

出前講座を利用しようとする団体の代表者の方は、原則としてその催しを開催しようとする日の14日前までに申込書を秘書広報課に提出してください。

#### (6) 利用できない場合

公の秩序を乱し、または善良な風俗を阻害するおそれのあるときや、政治、宗教又は営利を目的とした催し等を行うおそれのあるときなど、出前講座の目的に反するおそれのある場合は利用できません。

#### (7) その他の注意事項

- ① 講座担当課の業務や講師となる職員の日程等の関係で、ご希望に沿えない場合がございます。
- ② 担当外の業務等、その場でご説明できない内容がある場合も予想されますので、ご了承ください。

### ◆出前講座のお問い合わせ・申し込み先

市役所 2階

企画政策部 秘書広報課 広報担当

TEL 74-8012

Eメールアドレス : kouhou@city.himi.lg.jp

令和6年度 氷見市まちづくり出前講座メニュー

【申込み・問合せ】秘書広報課 ☎74-8012、FAX 74-0692

分類	番号	講座名	担当課	講座内容	時間(分)
行政	1	第9次氷見市総合計画	地方創生推進課	総合計画の基本理念、施策の概要など	30
	2	地方創生について	地方創生推進課	第2期氷見市まち・ひと・しごと創生総合戦略について	30
	3	初めてのSDGs	地方創生推進課	氷見市のSDGsの取り組みと生活の中でできるSDGsの取り組みについて	30
	4	協働のまちづくり	地域振興課	地域づくり協議会等の協働のまちづくりについて	60
	5	氷見市の公共交通について	地域振興課	氷見市の公共交通(氷見線、路線バス、NPOバス等)の現状について	60
	6	統計で富山を知ろう	総務課	市内の小・中学生を対象とした統計調査結果など	40
	7	花とみどりのまちづくり	都市計画課	緑花の推進などのまちづくりの取り組みを紹介	30
	8	行財政改革	総務課	財政状況と行財政改革の取り組みと今後の方針	40
	9	情報公開制度の仕組み	総務課	情報公開制度や個人情報保護制度を解説	20
	10	くらしの中の選挙	選挙管理委員会	選挙のイロハについて	60
	11	氷見市の予算・財政状況について	財務課	氷見市の財政状況など	40
	12	景観づくりについて	都市計画課	氷見市景観計画の概要と今後の取り組みについて	30
税金	13	なるほどガッテン市県民税	税務課	年金所得者の市県民税の計算方法や諸税の仕組み	20
	14	知ってなっとく固定資産税	税務課	土地等固定資産税の課税のしくみや市税余談	20
	15	分かりやすい農業所得収支計算	税務課	農業所得収支計算の方法など	20
教育・文化・交流	16	氷見市の観光	商工観光課	市の観光情報及び観光の情勢	40
	17	あなたの周りの身近な文化財	博物館	地域に密着した主要な指定文化財について	30~60
	18	氷見の漁業の歴史	博物館	国登録文化財「氷見及び周辺地域の漁撈用具」と漁業の歴史を解説	40~90
	19	博物館常設展の見学	博物館	実物資料により氷見の歴史や考古・民俗を学ぶ	40
	20	斎藤弥九郎の生涯	博物館	剣術だけでなく幕末の歴史とともに歩んだ弥九郎の生涯を学ぶ	60
	21	図書館の施設見学	図書館	普段は入れない書庫や各階の施設を案内し、図書館の活動内容を紹介	40
	22	電子図書館の使い方	図書館	電子図書館の使い方や効率的な電子書籍の探し方などを紹介	30~60
	23	天然記念物を知る一樹木編一	文化振興課	巨木などの紹介、現在の保護対策の解説(現地フィールドも可)	30~60
	24	イタセンバラをもっと知ろう	文化振興課	イタセンバラの観察、保護の取り組みを紹介(現地フィールドも可)	30~60
25	ゆるスポーツについて	スポーツ振興課	ニュースポーツやハンギョボールの体験会	90~120	
住まい・くらし	26	バスに乗って出かけしてみよう	地域振興課	市内バス網の紹介と公共交通を利用した暮らしの提案	40
	27	空き家対策について	移住定住推進課	空き家の利活用及び解体に対する支援策について	20
	28	くらしの中での防災対策	地域防災課	地震・津波や風水害、土砂災害から身を守る方法について	60
	29	原子力防災	地域防災課	原子力防災に関する基礎的な知識や災害時の対応について	30
	30	市民課窓口での手続	市民課	戸籍、住民票、印鑑証明などの交付申請について	30
	31	消費者被害を防ぐために	市民課	悪質商法の手口や対処法を紹介	30
	32	こんなに便利なマイナンバーカード	市民課/秘書広報課	マイナンバー制度やコンビニ交付などについて	30
	33	相続について	市民課(富山地方務局)	相続に関する基本的な知識(法定相続分、遺言、遺産分割、相続登記)	60
	34	ごみの分け方、出し方	環境保全課	ごみの分別やごみの減量化・資源化のために	60
	35	有害鳥獣の被害防止対策について	農林畜産課	環境整備や侵入防止対策、獣肉の利活用など	60
	36	氷見市の治水事業	ふるさと整備課	治水事業、急傾斜地崩壊対策事業など	30
	37	氷見市の道路整備	道路課	道路整備の現状とその財源、今後の整備計画など	30
	38	地域ぐるみで除雪	道路課	市と市民が協力して行う地域ぐるみの活動を紹介	20
	39	木造住宅の耐震改修について	都市計画課	旧耐震基準木造住宅の耐震化の必要性や支援制度について	30
	40	暮らしを支える下水道事業	上下水道課	下水道施設見学・下水道施設の役割について	40
	41	ライフラインとしての水道	上下水道課	水道施設の維持管理や安全な水の確保など	40
	42	農地の転用と権利	農業委員会	農地の宅地転用などの手続きについて	20
	福祉・健康	43	介護保険のあらまし	福祉介護課	介護保険のしくみと状況など
44		認知症サポーター養成講座	福祉介護課	認知症についての正しい知識と理解を持つ	90
45		介護予防講座	福祉介護課	介護予防について	30~60
46		子育てふれあい(出前保育)	子育て支援課	乳幼児との楽しい触れ合いや各種遊びの紹介	20~30
47		氷見市の子育て施策について	子育て支援課	基本的な子育て事業についての説明	30~40
48		国民健康保険、後期高齢者医療保険制度のあらまし	市民課	国民健康保険、後期高齢者医療保険制度についての説明	30~60
49		病気の予防と健康づくりⅠ	健康課	働き盛り世代の健康づくり	60
50		病気の予防と健康づくりⅡ	健康課	子育て世代の健康づくり	60
51		病気の予防と健康づくりⅢ	健康課	子どもの健康づくり	60
52		こころの健康づくり	健康課	ストレスの対処法や良質な睡眠をとるための工夫について	60
53		金沢医科大学氷見市民病院の取り組みについて	病院事業管理室	診療や人間ドック、健康づくり教室などについて	30~45
産業・その他	54	日本農業遺産について	地方創生推進課	氷見地域が認定された日本農業遺産とは	50
	55	商工業の振興と支援	商工観光課	商工業の支援制度、振興策など	30
	56	再エネを活用した地域活性化	環境保全課	再生可能エネルギーの活用による地域活性化の取り組み	30
	57	中山間地域直接支払制度	農林畜産課	中山間地域等直接支払制度についての説明	20
	58	多面的機能支払制度	農林畜産課	多面的機能支払制度についての説明	20
	59	氷見の漁業	水産振興課	定置網漁業や藻場保全活動などの紹介	30
	60	お好み講座	秘書広報課	メニューにないものでもご相談を	-

※ボランティア・市民活動に関する講座は、「出張ボランティアセンター」として実施します。  
申込みはボランティア総合センターまで(☎74-1800)

※応急手当講習会、防火講習会に関する講座は、「氷見消防署」が直接受付します。  
申込みは氷見消防署まで(☎74-8300)

## 24 きときと100歳体操事業

### ◆事業の目的

地域の高齢者が主体となり継続した運動を身近な場所で集い行うことで、要介護状態に陥ることを予防し、住み慣れた地域で健康に100歳まで生活できることを目指します。

令和6年4月現在、市内91カ所で約1,500の方が取り組んでいます。

### ◆事業主体

地域住民

### ◆実施場所

地域の公民館 地域住民が参加しやすい場所

### ◆実施内容

- ・重りを使って筋力をつける体操を行います。
- ・1回の体操は30分程度になります。
- ・DVD（もしくはカセットテープ・CD）を使って実施します。
- ・週2回、3か月以上続けると効果を実感できます。
- ・定期的に体力測定を行います。（開始時・3か月後・6か月後・1年後）
- ・開始にあたっては、市から4回の技術支援を行います。



### ◆実施の条件

- ・3人以上集まること。
- ・週2回3か月以上継続して実施すること。
- ・地域の誰もが参加可能なこと。

### ◆その他

- ・実施するグループで会場を決めてください。
- ・市による会場使用料や光熱水費、活動費等の補助はありません。
- ・DVDと重り、非接触型体温計は市が貸与します。DVDプレーヤーやカセットデッキ等の準備をお願いします。

### ◆申込み及び問い合わせ先

氷見市市民部福祉介護課

地域包括支援センター

TEL 74-8067

Eメールアドレス: fukushi@city.lg.jp

## 25 氷見市再生可能エネルギー導入促進補助金

(地域脱炭素移行・再エネ推進交付金(重点対策加速化事業)/環境省)

### ◆事業の内容

市内の自ら居住する住宅に太陽光発電設備や蓄電池を導入、又は高効率給湯器を導入する際の必要な経費について補助金を交付します。

※この補助事業は、環境省の「地域脱炭素移行・再エネ推進交付金(重点対策加速化事業)」を活用し、実施するものです。

### ◆補助対象者

個人の場合

- (1) 市内の自ら居住又は所有する住宅に補助対象設備を導入する方
- (2) 市税を滞納していない方

PPA事業者の場合

- (1) 個人宅敷地内に補助対象設備を設置、管理を行いながら発電した電力を供給する事業者
- (2) 設備を設置する市民が市税を滞納していないこと

リース事業者の場合

- (1) リース契約により、市内の住宅に導入する対象設備を調達・納入する事業者
- (2) 設備を設置する市民が市税を滞納していないこと

### ◆補助対象設備

- (1) 太陽光発電システム
  - (2) 蓄電池
- ※(1)と併せて導入する設備であること
- (3) 高効率給湯器

※なお、各設備の機器は別表の要件を満たしていることが必要です。

### ◆補助対象経費

補助金の対象となる経費は、別表のとおりです。

### ◆補助交付要件

主な補助金の交付要件は、別表のとおりです。

### ◆補助金額

主な補助金額は、別表のとおりです。

◆申請先及び問い合わせ先

市庁舎 2階

市民部 環境保全課

脱炭素化推進担当

TEL 74-8065

Eメールアドレス : kankyou@city.himi.lg.jp

<別表 各導入設備の機器の補助金額及び主な要件について>

機器の区分	補助金額	機器の主な要件
太陽光発電システム	7万円/kW (上限35万円)	<p>①FIT(固定価格買取制度)又はFIP(市場売電価格に上乗せされる制度)の認定を取得しないこと。</p> <p>②太陽電池モジュールの公称最大出力の合計値が10kW未満であること。</p> <p>③発電した電力について、30%以上を自家消費すること。</p> <p>④対象設備の導入について、他に国の負担又は補助を得ていないこと。</p> <p>※詳細は「氷見市再生可能エネルギー導入促進補助金要綱」をご確認ください。</p>
蓄電池	補助対象経費の1/3 (上限40万円)	<p>①太陽光発電設備と併せて導入する設備であること</p> <p>②蓄電池の価格(設置に係る工事費含む)が、15.5万円/kWh以下であること。</p> <p>③蓄電池容量が4,800Ah・セル未満であること。</p> <p>④対象設備の導入について、他に国の負担又は補助を得ていないこと。</p> <p>※詳細は「氷見市再生可能エネルギー導入促進補助金要綱」をご確認ください。</p>
高効率給湯器	補助対象経費の1/2 (上限35万円)	<p>①従来の給湯機器に対して30%以上の省CO2効果がある給湯器への更新であること。</p> <p>②対象設備の導入について、他に国の負担又は補助を得ていないこと。</p> <p>※詳細は「氷見市再生可能エネルギー導入促進補助金要綱」をご確認ください。</p>

## 26 氷見市住宅用エネルギーリソース導入促進事業費補助金

### ◆事業の内容

住宅に創エネ・蓄エネ設備を導入する個人に補助金を交付します。

### ◆補助対象者

次の条件をすべて満たす方が対象です。

- (1) 市内の自ら居住又は所有する住宅にエネルギーリソースを導入する方
- (2) 送配電事業者への系統連系申込み後、系統連系技術検討結果のお知らせを受領している方
- (3) 市税を滞納していない方

### ◆補助対象設備

次に掲げるものが対象です。

- (1) 創エネ設備  
家庭用燃料電池（エネファーム）
- (2) 蓄エネ設備  
ア 家庭用蓄電池  
イ ビークル・トゥ・ホーム（V2H）システム

※なお、各設備の機器は別表の要件を満たしていることが必要です。

### ◆補助対象経費

補助金の対象となる経費は、補助対象設備を導入するための設備本体、付属機器の購入及び工事に係る経費で、各機器の経費が50万円以上であるものが対象です。

### ◆補助交付要件

同一住宅に対する補助金の交付は、補助対象設備の種類ごとに1回限りとします。

### ◆補助金額

補助金額は次のとおりです。

- (1) 家庭用燃料電池…補助対象経費の10分の1の額。千円未満の端数切捨て。  
上限：100,000円
- (2) 家庭用蓄電池 …補助対象経費の3分の1の額。千円未満の端数切捨て。  
上限：400,000円
- (3) ビークル・トゥ・ホーム（V2H）システム  
…補助対象経費の10分の1の額。千円未満の端数切捨て。  
上限：150,000円

◆申請先及び問い合わせ先

市庁舎 2階

市民部 環境保全課

脱炭素化推進担当

TEL 74-8065

Eメールアドレス: kankyou@city.himi.lg.jp

<別表 各導入設備の機器の要件について>

設備の区分	機器の区分	機器の要件
創エネ設備	家庭用燃料電池 (エネファーム)	次の全ての要件を満たすものであること。 ① 発電出力(定格)が1kW未満であること。 ② 系統連系・受給開始日から1年以内であること。なお、建売の場合、系統連系・受給開始を事前に行っていないこと。 ③ 中古品やリース品を含まず、未使用品であること。
蓄エネ設備	家庭用蓄電池	次の全ての要件を満たすものであること。 ① 蓄電容量が2kWh以上のリチウムイオン蓄電池であること。 ② 創エネ設備が同時導入又は既に導入されていること。 ③ 中古品やリース品を含まず、未使用品であること。
	ビークル・トゥ・ホーム (V2H)システム	次の全ての要件を満たすものであること。 ① 創エネ設備が同時導入又は既に導入されていること。 ② 中古品やリース品を含まず、未使用品であること。

## 2 7 資源集団回収報奨金

### ◆事業の内容

リサイクル可能な資源の集団回収を奨励し、ごみの減量化・資源化を推進するために、集団回収を行った団体に報奨金を交付します。

### ◆事業主体

自治会、婦人会、学校など地域の人々により組織されている営利を目的としない団体

### ◆交付要件

次の各事項を満たす団体に対して報奨金を交付します。

- (1) 1回当たりの資源回収量が、500キログラム以上であること。
- (2) 回収した資源が、適切に分類されていること。
- (3) 回収した資源の集積場は清潔に努めること。
- (4) 資源の売り渡し品目、単価、運搬方法などについては、集団回収を行う前に、資源回収業者と協議すること。

### ◆交付金額

資源回収業者からの売却代金のほかに、市から1キログラム当たり3円の報奨金を交付します。

### ◆申請及び問い合わせ先

市庁舎 2階

市民部 環境保全課

環境衛生担当

TEL 74-8082

Eメールアドレス : kankyou@city.himi.lg.jp

## 28 生ごみ処理機等購入助成金

### ◆事業の内容

家庭内で発生している生ごみを自ら処理することにより、ごみの減量化を図るため、生ごみ堆肥化容器及び電気式生ごみ処理機を購入される方に助成します。

### ◆事業主体

市内に住所を有し、市が認定する指定店で生ごみ堆肥化容器又は電気式生ごみ処理機を購入しようとする個人

### ◆助成要件

次の条件を満たすことができる方に対して助成します。

- (1) 堆肥化容器又は処理機を設置できる敷地があること。
- (2) 堆肥化容器又は処理機をご近所の迷惑にならないよう適正に維持管理できること。
- (3) 堆肥化された生ごみを、家庭菜園で使うなど適正に処理できること。

### ◆助成金額

生ごみ堆肥化容器1基につき、購入価格の2分の1相当額もしくは5,000円のいずれか低い額を助成します。

電気式生ごみ処理機1基につき、購入価格の2分の1相当額もしくは25,000円のいずれか低い額を助成します。

### ◆申請及び問い合わせ先

市庁舎 2階

市民部 環境保全課

環境衛生担当

TEL 74-8082

Eメールアドレス: kankyou@city.himi.lg.jp

## 29 ごみ集積場整備事業補助金

### ◆事業の内容

自治会や町内会などが行うごみ集積場の整備に対し補助金を交付します。

### ◆事業主体

自治会、町内会、その他これらに準ずる団体

### ◆補助要件

次の各事項を満たすごみ集積場の整備に対して補助金を交付します。

- (1) 概ね20世帯以上（改築の場合は、10世帯以上）で利用するものであること。ただし、20世帯未満の集落にあっては、集落全体で利用するものであること。
- (2) 金属製又はコンクリート製で固定式であること。
- (3) 原則として、高さ1.8m以上、幅1.8m以上、奥行き1.5m以上（改築の場合は、高さ1.2m以上、幅1.2m以上、奥行き0.7m以上）で、利用世帯から出されるごみを全量収納できるものであること。
- (4) ごみ集積場の整備に要する経費が5万円以上であること。
- (5) 過去5年以内に補助金を受けて整備されたごみ集積場の整備に係るものでないこと。

### ◆補助金額

ごみ集積場1箇所につき、整備に要する経費の1/2を補助します。

ただし、新設または2箇所以上の集積場を併合し新たに整備する場合は10万円、改築の場合は7万円を限度とします。

### ◆申請及び問い合わせ先

市庁舎 2階

市民部 環境保全課

環境衛生担当

TEL 74-8082

Eメールアドレス: kankyou@city.himi.lg.jp

### 30 氷見市高齢者運転免許自主返納支援事業

#### ◆支援内容

氷見市民で、有効期間内の全ての運転免許証を自主返納された満70歳以上の方を対象に、タクシー又はバスで利用できる支援券2万円分を交付します。

支援券については、次のアイウのうち、いずれか1つを選択していただきます。

- ア タクシー（有効期限3年間）  
※ 市内タクシー業者で利用可能
- イ NPOバス（有効期限3年間）  
※ 市内NPOバスで利用可能
- ウ 加越能バス（有効期限なし）

#### ◆手続きの流れ

- (1) 氷見警察署で、有効期間内の運転免許証を自主返納する。
- (2) 氷見警察署で、運転経歴証明書の発行手続きを行う。
- (3) 氷見市交通安全協会で、支援の申請を行う。
- (4) 氷見警察署で、運転経歴証明書を受け取る。
  - ※ 運転経歴証明書の発行手続きの際に写真（縦3cm×横2.4cm、6ヶ月以内に撮影したもの）が必要です。
  - ※ 運転経歴証明書の発行まで10日～14日程度かかります。  
出来次第、氷見警察署から連絡があります。
  - ※ 運転経歴証明書の発行手数料（県証紙代）は、市で負担します。
- (5) 氷見市交通安全協会で支援券を受け取る。

#### ◆問い合わせ先

市庁舎 1階  
市民部 市民課  
交通防犯担当  
TEL 74-8068  
Eメールアドレス：shimin@city.himi.lg.jp

### 3 1 氷見市防犯カメラ設置補助金事業

#### ◆趣旨

自治会や防犯協会等の地域団体が「対象地域」において防犯カメラを整備する場合、市がその初期費用の一部を助成します。

#### ◆「対象地域」とは

- (1) 犯罪等発生のおそれのある地域
- (2) 鉄道駅の周辺の広場及び駐輪場
- (3) 商店街及び周辺駐車場

#### ◆対象経費・補助金額

対象経費	補助率	限度額
防犯カメラの設置費用 (モニターに要する経費は除く)	費用の 2分の1	1台あたり10万円以内 1団体あたり2台以内
専用柱の設置費用		1台あたり10万円以内 1団体あたり2本以内

#### ◆補助条件

- (1) 管理責任者や画像の管理を定めた「防犯カメラ管理運用規程」を策定してください。
- (2) 撮影範囲には道路等の公共空間を概ね3分の1以上を含んでください。
- (3) 防犯カメラの撮影範囲内の住民等の同意を得てください。
- (4) 防犯カメラの設置場所に、作動中であることを表示してください。
- (5) 防犯カメラは、継続して6年以上設置してください。

#### ◆注意事項

- (1) 申請していただいた場所が、「対象地域」に該当するかどうかを氷見警察署等と協議します。
- (2) 申請が多数ある場合は、「対象場所」に該当していても助成できない場合があります。

#### ◆申請及び問い合わせ先

市庁舎 1階  
市民部 市民課  
交通防犯担当  
TEL 74-8068  
Eメールアドレス: shimin@city.himi.lg.jp

## 3 2 氷見市創業支援事業補助金

### ◆事業の内容

氷見市内で創業を予定している、又は創業後2年以内の個人若しくは法人を対象に、事業所開設等や情報発信に係る費用に対して補助金を交付します。

### ◆補助対象

次のいずれにも該当する方が対象です。

- (1) 補助金の申請年度内に創業を行う者又は申請時において創業の日から2年を経過しない者であること。
- (2) 特定創業支援事業（氷見まちづくり協議会が行う創業塾）を受ける者であること。
- (3) 補助金の交付を受けようとする者（法人にあつては代表者を含む。）が、同一事業でこの要綱に基づく補助金又は国、県、市の類似の補助金の交付を受けていないこと。
- (4) 次のいずれかに該当する者であること。
  - ① 個人事業者にあつては、当該事業の代表者が補助事業の完了（以下「事業完了」という。）までに市内に居住し、本市の住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に規定する住民基本台帳に記録されていること。
  - ② 法人にあつては、事業完了までに市内を本店所在地とした法人登記が行われていること。
- (5) 氷見市暴力団排除条例（平成24年氷見市条例第1号）第2条第1項に規定する暴力団員等又は暴力団員等と密接な関係を有する事業者ではないこと。
- (6) 市税の滞納がないこと。

※ただし、次に該当する場合は、補助金の交付対象とはしません。

- ① 富山県信用保証協会の保証対象外の業種
- ② その他市長が適当でないと認める事業

### ◆補助要件

- (1) 事業計画に妥当性があり、事業の継続性と将来的な成長性が期待できる事業
- (2) 氷見商工会議所において創業相談を受け、事業計画の実施において支援を得ている事業

### ◆補助対象経費

次に掲げる経費です。

- (1) 事業所開設等に係るもの  
（事務所等の取得費・賃借料、設備費、設備費の賃借料、備品購入費など）
- (2) 情報発信に係るもの  
（広報宣伝費、パンフレット等の印刷費、ダイレクトメール等の郵送料、展

示会等の出店費用など。ただし、個別の商品の広告に関するものや切手等の購入に係るものは除きます。)

◆補助金額

(1) 事業所開設等に係るもの 対象経費の1/2 (限度額100万円)

(2) 情報発信等に係るもの 対象経費の1/2 (限度額50万円)

※(1)、(2)合わせて最大150万円まで補助します。

◆申請先及び問い合わせ先

市庁舎 2階

産業振興部 商工観光課

商工振興担当

TEL 74-8105

Eメールアドレス: shokokanko@city.himi.lg.jp

### 3 3 氷見市まちなか空き店舗等出店支援事業補助金

#### ◆事業の内容

氷見市のまちなかで空き店舗等を活用して新規に出店を行う方を対象に、事業所開設等に係る費用に対して補助金を交付します。

#### ◆補助対象

次のいずれにも該当する方が対象です。

- (1) 都市機能誘導区域で空き店舗等を活用し、新規に出店を行う者であること。
- (2) 中心市街地の賑わい創出を図るための活動に積極的に参画するよう努めること。
- (3) 原則週5日以上営業すること。
- (4) 補助金の交付を受けようとする者（法人にあっては代表者を含む。）が、同一事業でこの要綱に基づく補助金又は国、県、市の類似の補助金の交付を受けていないこと。
- (5) 氷見市暴力団排除条例（平成24年氷見市条例第1号）第2条第1項に規定する暴力団員等又は暴力団員等と密接な関係を有する事業者ではないこと。
- (6) 市税の滞納がないこと。

※ただし、次に該当する場合は、補助金の交付対象とはしません。

- ① 富山県信用保証協会の保証対象外の業種
- ② その他市長が適当でないと認める事業

※「都市機能誘導区域」とは、都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第81条第2項第3号で規定される都市機能誘導区域として氷見市立地適正化計画（平成31年3月策定）に定められたものをいいます。

#### ◆補助要件

- (1) 事業計画に妥当性があり、事業の継続性と将来的な成長性が期待できる事業
- (2) 氷見商工会議所において相談等を受け、事業計画の実施において支援を得ている事業

#### ◆補助対象経費

次に掲げる経費です。

- (1) 事業所開設等に係るもの  
（事務所等の取得費、改装工事費、申請者自身が行う改装工事に必要な器具のリース・レンタル料や材料費など）
- (2) 備品・設備の購入に係るもの  
（事業の実施に直接必要な備品及び設備など）

※備品・設備の購入に係るものについては、別途「まちなか空き店舗等出店支援事業補助金（拡充分）」の申請が必要となります。詳しくはお問い合わせください。

◆補助金額

補助対象経費の1／2（限度額200万円）

◆申請先及び問い合わせ先

市庁舎 2階

産業振興部 商工観光課

商工振興担当

TEL 74-8105

Eメールアドレス : shokokanko@city.himi.lg.jp

## 3 4 氷見市継業支援事業補助金

### ◆事業の内容

市内の産業の振興と、市内の事業者が営んできた事業や魅力ある商品、サービス等の継続・発展を図るため、氷見商工会議所や氷見市ビジネスサポートセンターの支援を受けながら市内で継業をする事業者を対象に、継業に必要な費用等に対して補助金を交付します。

※市内で営んできた事業を他者に引き継ごうとする事業者が、後継者が不在であること等について、氷見商工会議所や氷見市ビジネスサポートセンターの支援を受けていることなどの要件がありますので、補助金の活用を希望される方は、必ず事前に商工振興課、氷見商工会議所又は氷見市ビジネスサポートセンターへご相談ください。

### ◆補助対象者

次のいずれにも該当する方が対象です。

- (1) 市内に主たる事業所の所在地を有し、継業した事業を営む個人事業主又は小規模企業者であること。
- (2) 補助金の申請時において、継業の日から2年を経過しない者であること。
- (3) 同一事業でこの補助金又は国・県・市の類似の補助金を受けていない者。
- (4) 次のいずれかに該当する者であること。
  - ① 個人事業主にあつては、当該事業の代表者が補助事業の完了（以下「事業完了」という。）までに市内に居住し、本市の住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に規定する住民基本台帳に記録されている者。
  - ② 法人にあつては、事業完了までに市内を本店所在地とした法人登記が行われている者。
- (5) 氷見市暴力団排除条例（平成24年氷見市条例第1号）第2条第1項に規定する暴力団員等又は暴力団員等と密接な関係を有する事業者ではないこと。
- (6) 市税の滞納がないこと。

※ただし、次に該当する場合は、補助金の交付対象とはしません。

- ① 富山県信用保証協会の保証対象外の業種
- ② その他市長が適当でないと認める事業

### ◆補助対象経費

次に掲げる経費です。

- (1) 事業所開設費等に係るもの  
（事務所等の取得費・改装費、設備費、備品購入費、設備の修繕費・改修費、事業用車両（特殊車両等に限る。）の購入費など）

(2) 事業所運営費に係るもの

(事務所等の賃借料、設備の賃借料、事業用車両（特殊車両等に限る。）の賃借料など)

※賃借料は、賃貸借を開始してから12か月間までとし、申請者が賃貸借を行ったものに限ります。

◆補助金額

補助対象経費の1/2（限度額100万円）

◆申請先及び問い合わせ先

市庁舎 2階

産業振興部 商工観光課

商工振興担当

TEL 74-8105

Eメールアドレス: shokokanko@city.himi.lg.jp

## 35 氷見市新商品開発・販路開拓支援事業補助金

### ◆事業の内容

市内事業者が、氷見商工会議所や氷見市ビジネスサポートセンターの支援を受けながら新たな商品開発や販売促進事業を実施する際に必要な費用に対して補助金を交付します。

### ◆補助対象

次のいずれにも該当する方が対象です。

- (1) 市内に主たる事業所の所在地を有する中小企業者であること。
- (2) 次のいずれかに該当する者であること。
  - ① 個人事業者にあつては、当該事業の代表者が補助事業の完了（以下「事業完了」という。）までに市内に居住し、本市の住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に規定する住民基本台帳に記録されていること。
  - ② 法人にあつては、事業完了までに市内を本店所在地とした法人登記が行われていること。
- (3) 氷見市暴力団排除条例（平成24年氷見市条例第1号）第2条第1項に規定する暴力団員等又は暴力団員等と密接な関係を有する事業者ではないこと。
- (4) 市税の滞納がないこと。

### ◆補助対象経費

次に掲げる経費です。

- (1) 新商品開発に要する経費
  - ① 新商品の試作や開発に直接要する経費
  - ② 新商品の試作や開発に係る専門家への相談や外注加工等の依頼に要する経費
  - ③ 新商品の試作や開発に係る調査、知的財産権の取得、性能検査に要する経費
- (2) 新商品のテスト販売に要する経費
  - ① 新商品の販路拡大に直接要する経費
  - ② 新商品の販路拡大に係る専門家への相談や外注等の依頼に要する経費
  - ③ 新商品の販路拡大の調査に要する経費
- (3) Web（SNS）マーケティングに要する経費
  - ① Web（SNS）マーケティングに直接要する経費
  - ② Web（SNS）マーケティングに係る専門家への相談や外注等の依頼
  - ③ Web（SNS）マーケティングに係る調査に要する経費

### ◆補助対象外経費

次に掲げる経費は、補助対象となりません。

- (1) 人件費、家賃等の補助対象事業と関係なく発生する費用
- (2) 光熱水費・通信費等の補助対象事業とその他の事業で区分が困難な費用
- (3) 設備・備品購入費
- (4) アフィリエイト手数料など、売上金額や販売数量に応じて算定される手数料やクレジットカード等の決済手数料など

◆補助金額

補助対象経費の1/2

補助対象経費：限度額30万円

※ただし、事業の内容が、補助対象経費の複数の区分（新商品開発、新商品のテスト販売、Web（SNS）マーケティング）を組み合わせる場合は、限度額を50万円とします。

◆申請先及び問い合わせ先

市庁舎 2階

産業振興部 商工観光課

商工振興担当

TEL 74-8105

Eメールアドレス：shokokanko@city.himi.lg.jp

### 36 氷見市輸出拡大活動支援事業費補助金（新規）

#### ◆事業の内容

市内事業者が、県内農林水産物及びその加工品の輸出を促進するため、新たな商品開発や販売促進事業を実施する際に必要な費用に対して補助金を交付します。

#### ◆補助対象

次のいずれにも該当する方が対象です。

- (1) 市内に主たる事業所の所在地を有する中小企業者であること。
- (2) 次のいずれかに該当する者であること。
  - ① 個人事業者にあつては、当該事業の代表者が補助事業の完了（以下「事業完了」という。）までに市内に居住し、本市の住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に規定する住民基本台帳に記録されていること。
  - ② 法人にあつては、事業完了までに市内を本店所在地とした法人登記が行われていること。
- (3) 氷見市暴力団排除条例（平成24年氷見市条例第1号）第2条第1項に規定する暴力団員等又は暴力団員等と密接な関係を有する事業者ではないこと。
- (4) 市税の滞納がないこと。

#### ◆補助対象経費

次に掲げる経費です。

- (1) 海外を対象とした展示会、見本市または商談会（オンライン含む。）への出展経費
  - ①出展費（出展料、小間装飾料、展示物輸送料）
  - ②交通費（往復航空運賃2名分、現地移動費）
  - ③宿泊費（展示会等の開始前日から終了日までの宿泊費2名分）
  - ④その他必要経費（渡航に当たり必要となる経費）
- (2) 海外向け商品開発研究、パッケージ改良又は成分分析経費
  - ①商品研究開発費（輸出向け商品の試作、実験等に要する経費）
  - ②パッケージ改良費
  - ③成分分析費
  - ④その他経費（通訳料、翻訳料等）
- (3) 輸出コンサルティングを活用した市場調査又は戦略策定、現地プロモーターと連携した販路開拓または販促活動費
  - ①委託料（コンサルティング、現地プロモーター等への委託に関する経費）
  - ②謝金（コンサルティング、現地プロモーター等への謝金）
  - ③役務費（補助事業の遂行に必要な補助員に要する経費）
  - ④広報費（商談等に用いる商品提案資料（映像含む）作成経費）

- ⑤海外向けインターネット通販開始費（越境 EC モール出店登録費、サイト構築費）

◆補助対象外経費

次に掲げる経費は、補助対象となりません。

- (1) 人件費、家賃等の補助対象事業と関係なく発生する費用
- (2) 光熱水費・通信費等の補助対象事業とその他の事業で区分が困難な費用

◆補助金額

補助対象経費の 3 / 4

補助対象経費

- ・(1) ～ (2) : トライアル型 限度額 75 万円、通算 2 回まで
- ・(2) ～ (3) : 発展型 限度額 150 万円、通算 1 回まで

※ただし、トライアル型と発展型の同時申請は不可

◆申請先及び問い合わせ先

市庁舎 2階

産業振興部 商工観光課

商工振興担当

TEL 74-8105

Eメールアドレス : shokokanko@city.himi.lg.jp

## 3 7 氷見産木材活用促進事業補助金

### ◆事業の内容

氷見産木材を使用して、木造住宅・店舗・事務所・施設等を新築又は増改築をされる場合に補助金を交付します。

### ◆事業主体

市内において木造住宅・店舗・事務所・施設等を新築又は増改築される方

### ◆補助対象

- (1) 新築・増改築する木造住宅等で、氷見産木材を3立方メートル以上使用すること。
- (2) 内装木質化等の改築を行う木造住宅等で、氷見産木材を1立方メートル以上使用すること。

### ◆補助金額

使用される氷見産木材1立方メートル当たり2万円を交付します。ただし、一戸当たりの限度額は、60万円とします。

※ 富山県の「とやまの木で家づくり支援事業」(限度額40万円)と併用できます。

### ◆申請先及び問い合わせ先

市庁舎 1階

産業振興部 農林畜産課

林業振興・鳥獣対策担当

TEL 74-8097

Eメールアドレス: [nourin@city.himi.lg.jp](mailto:nourin@city.himi.lg.jp)

## 38 木質バイオマス活用促進事業費補助金

### ◆事業の内容

木質バイオマスの活用により地球温暖化対策を推進するとともに、木材利用の拡大により森林整備活動の促進を図るため、市内において木質バイオマス活用設備を設置する方を対象に補助金を交付します。(予算の範囲内で先着順に交付)

### ◆事業主体

市内で居住する住宅もしくは利用する事務所等に設置される方

### ◆補助対象

- (1) 市内で居住する住宅もしくは利用する事務所、農業用ハウス等に設置する木質バイオマス活用設備であること。
- (2) 設置前において未使用品であること。

### ◆補助金額

#### ①木質バイオマスストーブ

木質バイオマスストーブの購入費及び設置費用の1/3を交付します。  
ただし、1基あたりの補助金額の上限は10万円とします。

#### ②木質バイオマスボイラー

木質バイオマスボイラーの購入費及び設置費用の1/3を交付します。  
ただし、1基あたりの補助金額の上限は50万円とします。

### ◆申請先及び問い合わせ先

市庁舎 1階

産業振興部 農林畜産課

林業振興・鳥獣対策担当

TEL 74-8097

Eメールアドレス: nourin@city.himi.lg.jp

### 39 氷見市沿道林整備事業補助金

#### ◆事業の内容

風雪害等の気象害による倒木被害の予防を図るため、市内において沿道林の整備を行う方に対し、予算の範囲内において補助金を交付します。

#### ◆事業主体

市内において沿道林の整備を行う方

#### ◆補助対象

風雪害等による倒木で配電線等に被害を与えることが想定される、道路際から20メートルまでの範囲に位置する立木等

#### ◆補助金額

市が認める沿道林整備に係る経費の2分の1で、上限50万円

#### ◆申請先及び問い合わせ先

市庁舎 1階

産業振興部 農林畜産課

林業振興・鳥獣対策担当

TEL 74-8097

Eメールアドレス: [nourin@city.himi.lg.jp](mailto:nourin@city.himi.lg.jp)

## 40 氷見市有害鳥獣被害防止対策補助金

### ◆事業の内容

有害鳥獣による農作物被害を防ぐために侵入防止柵を設置する場合、その設置費用に対し、予算の範囲内で補助金を交付します。

有害鳥獣とは、農作物に被害を与えるイノシシ、タヌキ、ハクビシン、ニホンザル、シカその他野生動物をいいます。

### ◆事業主体

補助金の対象者は、市内に居住し、かつ、市内において農作物を栽培する者又は法人であり、有害鳥獣による被害を受けている又は有害鳥獣による被害を受けるおそれがあると市が認めたもの。

### ◆補助対象、補助金額

対象となる事業の種類	経費	補助率	限度額
侵入防止柵 (電気柵、金網柵及びネット柵に限る。)の設置	柵の設置に係る資材購入費 (バッテリー、電池等は除く)	1/2以内 (1,000円未満の端数は切り捨てる。)	個人 10万円 団体 30万円
恒久柵 (金網柵、ワイヤーメッシュ柵等)の設置	柵の設置に係る資材購入費	1/2以内 (1,000円未満の端数は切り捨てる。)	集落 100万円

### ◆申請先及び問い合わせ先

市庁舎 1階  
産業振興部 農林畜産課  
林業振興・鳥獣対策担当  
TEL 30-7088  
Eメールアドレス : nourin@city.himi.lg.jp

## 4 1 水路整備地域支援事業

### ◆事業の内容

地域住民で構成される地域団体（自治会、町内会等）が自主的・主体的に実施する水路関連整備事業に対して支援し、うるおいとやすらぎに満ちた住みやすく美しい郷土の形成を推進します。

### ◆事業主体

自治会や町内会など、地域の人々により組織されている団体

### ◆助成対象

- (1) 暮らしの水路整備  
生活に密着した家庭排水路（農業用排水路は除く）の排水不良の修正等を実施することにより、水質保全と合わせて快適性の向上を図る事業に対して助成します。
- (2) その他市長が特に認める事業

### ◆補助の範囲

ベンチフリューム等の原材料費、重機等の借上料、工事参加者の保険料等を予算の範囲内で補助します。

### ◆助成金額

上限額：50万円

### ◆申請先及び問い合わせ先

市庁舎 C棟1階  
建設部 ふるさと整備課  
治水治山担当  
TEL 30-7071  
Eメールアドレス: furusato@city.himi.lg.jp

## 4 2 土地改良支援事業

### ◆事業の内容

地域住民で構成される地域団体（自治会・町内会等）が自主的・主体的に実施する市単独土地改良に要する経費について支援します。

### ◆事業主体

自治会・町内会など、地域の人々により組織されている団体

### ◆助成対象

地域で行う市単独の土地改良整備事業に対して助成します。

### ◆助成金額等

土地改良整備に伴う事業費の40%  
（1申請につき、上限額40万円です。）

なお、令和6年能登半島地震にかかる支援については「令和6年能登半島地震に伴う被災者支援（概要版）」に掲載してあります。

### ◆申請先及び問い合わせ先

市庁舎 C棟1階  
建設部 ふるさと整備課  
農林業基盤整備担当  
TEL 30-7011  
Eメールアドレス : furusato@city.himi.lg.jp

## 4 3 道路整備地域支援事業

### ◆事業の内容

地域住民で構成される地域団体（自治会、町内会等）が自主的・主体的に実施する道路関連整備事業に対して支援し、うるおいとやすらぎに満ちた住みやすく美しい郷土の形成を推進します。

### ◆事業主体

自治会や町内会など、地域の人々により組織されている団体

### ◆助成対象

- (1) 暮らしの道路整備  
生活に密着した道路（農道・林道は除く）を安全で快適に使いやすくするために行う事業に対して助成します。（道路の拡幅、待避場の設置、道路側溝、交差点の隅切り等）
- (2) やすらぎの道路整備  
道路緑化を推進し、うるおいとやすらぎのある道路を作るために要する経費に対して助成します。（道路花壇・植栽帯の整備、遊歩道等の整備、休憩施設の設置、路側駐車場の整備等）
- (3) もてなしの道路管理  
利用者の心なごむ道路を作るために要する経費に対して助成します。  
（道路側溝・道路暗渠の清掃（通常の道路愛護等のできる範囲の作業は除く。）、街路樹等の管理（支柱・雪吊・雪囲・施肥・消毒・剪定等））
- (4) その他市長が特に認める事業

### ◆助成金額

- |               |          |
|---------------|----------|
| (1) 暮らしの道路整備  | 上限額：50万円 |
| (2) やすらぎの道路整備 | 上限額：30万円 |
| (3) もてなしの道路管理 | 上限額：30万円 |

### ◆申請先及び問い合わせ先

市庁舎 C棟1階

建設部 道路課

道路維持担当

TEL 30-7070

Eメールアドレス: [douro@city.himi.lg.jp](mailto:douro@city.himi.lg.jp)

## 4 4 道路の原材料支給事業

### ◆事業の内容

地域住民で構成される地域団体（自治会、町内会等）が自主的・主体的に実施する道路整備に対して原材料を支給します。

### ◆事業主体

自治会や町内会など、地域の人々により組織されている団体

### ◆支給対象

市道や農道、林道、私道など地域住民が利用する道路のほか、付帯構造物の維持管理を行う場合は、原料を支給します。（砕石、生コン、二次製品等）

### ◆申請先及び問い合わせ先

市庁舎 C棟 1階

建設部 道路課

道路維持担当

TEL 30-7070

Eメールアドレス : [douro@city.himi.lg.jp](mailto:douro@city.himi.lg.jp)

## 4 5 地域ぐるみ環境保全活動促進事業

### ◆事業の内容

市道や林道等（農道は除く）の公共用道路での環境保全活動を実施する自治会等に対し、市が所有する作業機械を貸し出します。

これにより、作業の安全性と効率性を高め、生活環境の向上を図ります。

### ◆使用対象団体

自治会、地域づくり協議会及び各種団体

### ◆貸付機械・貸付料・貸付期間

自走式草刈機械（大型特殊、小型特殊）、タイヤショベル（3 t級）。

貸付料は無料ですが、燃料代や使用中の破損による修繕料などに係る費用は、借受け団体（地区）において負担していただきます。

貸付期間は、概ね1週間以内です。

タイヤショベル



自走式草刈機



### ◆申請先及び問い合わせ先

市庁舎 C棟1階

建設部 道路課

道路維持担当

TEL 30-7070

Eメールアドレス: [douro@city.himi.lg.jp](mailto:douro@city.himi.lg.jp)

## 4 6 木造住宅耐震改修等支援事業補助金

### ◆事業の内容

地震発生時における木造住宅の倒壊や、避難路沿いにある危険なブロック塀等の倒壊による災害を防止するため、旧基準木造住宅の耐震改修、被災住宅の耐震改修又は現地での建替え、危険ブロック塀の除去・建替えに対し補助金を交付します。

### ◆補助対象

- (1) 旧基準木造住宅の耐震改修
  - ・木造一戸建てで、階数が2以下の在来軸組工法によるもの。
  - ・建物の過半が昭和56年5月31日以前に着工したもの
- (2) 被災住宅の耐震改修又は現地での建替え
  - ・木造一戸建てで、階数が2以下の在来軸組工法によるもの。
  - ・令和6年能登半島地震において被災し、準半壊以上のり災証明を受けたもの。
  - ・倒壊したもの又は耐震診断その他知事が認めた調査方法により倒壊の危険性があると判断されたもの。
- (3) 危険ブロック塀の除去または除去・建替え
  - ・避難路に面した危険ブロック塀等

### ◆補助金額

- (1) ・耐震改修計画策定費の2/3（上限20万円）  
・耐震改修工事費の4/5（上限100万円）
- (2) ・被災住宅の建替え工事費の4/5（上限120万円）  
（基礎補強の工事を含むものに限る）  
・被災住宅の耐震改修工事費の4/5（上限120万円）  
（基礎補強又は沈下・傾斜対策工事を含むものに限る）
- (3) ・危険ブロック塀の除去工事費の2/3（上限10万円）  
・上記工事後に行う塀又は門柱の設置工事費の2/3（上限5万円）

※ 詳細についてはお問い合わせください。

### ◆申請先及び問い合わせ先

市庁舎 2階  
建設部 都市計画課  
建築住宅担当  
TEL 74-8079  
Eメールアドレス: toshikeikaku@city.himi.lg.jp

## 4 7 地域の花づくり推進事業

### ◆事業の内容

地域住民の積極的な参加による花壇の造成や花壇育成のための土づくりに対して、花と緑の銀行が実施する事業を活用して実施する支援事業です。

※ 毎年9月頃までに、翌年度の事業申請を受け付けます。詳しくはお問い合わせください。

### ◆支援対象

地域住民(自治会等)が主体となっていく、次のような花壇づくり事業に対して支援を行います。

#### (1) 花壇造成事業

面積10㎡以上の花壇の新規造成及び破損・老朽化した花壇の改良工事

#### 【対象となる花壇】

・公民館、各種公園、学校、公共の場 等

#### (2) 土壌改良事業

・花壇の土壌改良材や肥料などによる花壇の土壌改良

・再生資源を、花壇やプランターの土に利用する花壇の土壌改良

#### 【対象となる花壇】

・地域花壇、学校花壇、福祉施設花壇等

※ (1)(2)いずれも、土地所有者及び自治会関係者の了承を得ることを前提とし、多数の人々の目に触れる花壇を優先します。

### ◆支援内容

#### (1) 花壇造成事業

次の経費の全額を補助(1箇所につき上限50万円)

① 花壇の新規造成及び破損・老朽化した花壇の改良工事に要する経費

② 上記に必要な土壌改良材、肥料などの費用

#### (2) 土壌改良事業

次の事業に必要な原材料を支給

① 土壌改良材、肥料

② 花壇やプランターの土に利用するための再生資源等

### ◆申請・問い合わせ先

市庁舎 2階

建設部 都市計画課 公園担当

(花と緑の銀行氷見支店)

TEL 74-8076 Eメールアドレス: toshikeikaku@city.himi.lg.jp

## 48 浄化槽設置整備推進事業

### ◆事業の内容

生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図るため、浄化槽を設置しようとする方の設置費用に対して助成します。

### ◆事業主体

浄化槽を設置しようとする方

対象区域は、下水道事業等の整備済区域及び認可区域を除く区域で一戸建て住宅（建売住宅を除く。）

### ◆助成対象

浄化槽の設置工事に要する経費などに対して助成します。

ただし、合併処理浄化槽の更新及び合併処理浄化槽を使用していた方が家屋を新築して浄化槽を設置する場合は原則的に助成対象外とします。

なお、次に掲げる方は助成対象となります。

- ・ 他の市町村から転入して家屋を新築する場合の浄化槽設置
- ・ 世帯から分家独立して家屋を新築する場合の浄化槽設置
- ・ 集合住宅又は賃貸の戸建て住宅から転居して家屋を新築する場合の浄化槽設置
- ・ 下水道を使用していた住宅から転居して家屋を新築する場合の浄化槽設置

### ◆助成金額

次の浄化槽の人槽別に助成します。また、浄化槽の設置に伴う既存単独処理浄化槽又はくみ取り槽の撤去や、既存単独処理浄化槽又はくみ取り槽から浄化槽へ転換する場合における宅内配管工事（新築及び増改築に係るものを除く。）に要する費用のほか、浄化槽の設置に伴い、使用を廃止する既存単独処理浄化槽について洗浄・消毒等の公衆衛生上適切な措置を講じて雨水貯留槽等に再利用する場合は、再利用するために要する工事費用を助成金額に加算します。

人槽区分	助成金額	
	一般の場合	推進モデル地区の場合
5人以下	390,000円	402,000円
6人又は7人	474,000円	512,000円
8人以上10人以下	660,000円	727,000円
11人以上20人以下	1,002,000円	
21人以上30人以下	1,545,000円	
31人以上50人以下	2,129,000円	

上記の助成金額に加算される金額
浄化槽の設置に伴い、既存単独処理浄化槽の撤去が必要な場合は、撤去に要する費用と12万円とを比較して少ない方の額
浄化槽の設置に伴い、くみ取り槽の撤去が必要な場合は、撤去に要する費用と9万円とを比較して少ない方の額
浄化槽の設置に伴い、使用を廃止する既存単独処理浄化槽について洗浄・消毒等の公衆衛生上適切な措置を講じて雨水貯留槽等に再利用する場合は、再利用するために要する工事費用と9万円とを比較して少ない方の額
既存単独処理浄化槽又はくみ取り槽から浄化槽へ転換する場合において宅内配管工事（新築及び増改築に係るものを除く。）が必要な場合は、工事に要する費用と30万円とを比較して少ない方の額

※千円未満の端数が生じた場合は、切り捨てます。

◆申請先及び問い合わせ先

氷見市湖光226-1  
 氷見市環境浄化センター3階  
 建設部 上下水道課  
 下水道経営企画担当  
 TEL 74-8207  
 Eメールアドレス: jyougesuidou@city.himi.lg.jp

## 49 浄化槽整備推進モデル地区事業

### ◆事業の内容

地域ぐるみで浄化槽の計画的な整備を行う場合に、浄化槽設置費用相当額等を助成します。

### ◆事業主体

浄化槽の計画的な整備を推進するために自治会又は自治会内部において設置された、「浄化槽整備推進協議会」  
(浄化槽整備推進モデル地区の指定を受ける必要があります。)

### ◆助成内容及び助成金額

次の区分により「浄化槽整備推進協議会」へ助成します。

種 類	助成金額
法定検査手数料補助金	設置した浄化槽の最初の法定検査に要する検査手数料相当額
浄化槽設置費補助金	浄化槽の設置に要する費用の額に相当する額 (浄化槽整備推進協議会の承認したもので、1基につき100,000円を限度)
整備目標達成時浄化槽設置費補助金	モデル地区指定後3年経過以降の、整備目標の達成率に併せ、モデル地区事業で設置した浄化槽1基につき、それぞれ次に掲げる額 ① 60パーセント以上70パーセント未満 50,000円 ② 70パーセント以上80パーセント未満 100,000円 (①に該当して既に整備目標達成時浄化槽設置費補助金(以下「達成時補助金」という。)の交付を受けている場合にあつては、50,000円) ③ 80パーセント以上 150,000円 (①に該当して既に達成時補助金の交付を受けている場合にあつては100,000円、②に該当して既に達成時補助金の交付を受けている場合にあつては50,000円)
協議会運営費補助金	協議会の運営に要する費用の額に相当する額(ただし、1年につき50,000円を限度)

◆申請先及び問い合わせ先

氷見市湖光226-1

氷見市環境浄化センター3階

建設部 上下水道課

下水道経営企画担当

TEL 74-8207

Eメールアドレス: [jyougesuidou@city.himi.lg.jp](mailto:jyougesuidou@city.himi.lg.jp)

# 氷見市民憲章

## ～ みんなでつくる わたしたちのまち ～

はるかに立山連峰を望む氷見市は、海から里山まで広がる豊かな自然に恵まれています。また、先人の知恵に学びながら、様々な歴史や文化を育んできました。

この美しいふるさとに愛着と誇りをもち、さらに市民が主役となってまちづくりを進めることを目指し、ここに市民憲章を定めます。

### 第1章 自然と調和したまち

海と大地の恵みに感謝し 豊かで美しい自然を守ります

### 第2章 笑顔あふれるまち

温かい家庭や地域の中で 健やかな心と体を育みます

### 第3章 安全安心なまち

信頼のきずなで支え合い 心豊かに暮らせるまちを築きます

### 第4章 市民が協働するまち

市民一人一人が自分のよさを生かし まちづくりに参加します

### 第5章 活力ある交流のまち

人も心も通い合う にぎわいと活気に満ちたまちをつくります

発行 氷見市

編集 氷見市企画政策部 地域振興課 地域協働担当

〒935-8686 富山県氷見市鞍川1060番地

TEL 0766-74-8013 FAX 0766-74-8255

Email [chiikishinkou@city.himi.lg.jp](mailto:chiikishinkou@city.himi.lg.jp)